

開 会	
委 員 長	本日の出席委員は、１５人につき、定足数に達しております。 ただ今から、予算審査特別委員会を開会します。 （９：３０）
委 員 長	お諮りします。 予算審査特別委員会の日程は、議会運営委員会にて協議を行い、本特別委員会は、本日、３月１３日と１４日及び１５日の午前中を予備日とする、審査日程にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、本特別委員会は、本日と１４日及び１５日の午前中を予備日とする審査日程期間に決定しました。 会議で付託されました、議案第１８号から議案第２５号までを審査いたしますが、審査の方法について、お諮りします。 審査の方法は、議会運営委員会で協議を行い、議案第１８号「平成２４年度筑前町一般会計予算」については、お手元にお配りしておりますように、所管課ごとに歳出の審査を行い、すべての所管課の歳出の審査が終わって、歳入を審査いたします。 議案第１９号から議案第２５号までの特別会計予算については、各特別会計ごとに審査を行います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 予算審査に入る前に、平成２４年度当初予算の概要について、説明を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 それでは、平成２４年度一般会計当初予算の概要を説明いたします。 予算書と一緒に配布をしておりました２月２８日の全員協議会資料、No.１とNo.２で主に説明をしたいと思います。 まず、資料No.１の１ページ目をお開きいただきたいと思います。 平成２４年度予算は、健全財政と創造のまちづくり推進予算として編成したところでございます。 町長予算方針の概要説明と重複いたしますけれども、平成２４年度の予算編成は、田頭町長任期の最終年度であり、また、総合計画後期基本計画の最初の年でもございます。 財政状況厳しい中で、既存事業の見直し、経費節減、総合計画及び町長公約の実現に向け、食と平和、子育て支援、学力向上、そして大型事業で、本年度から着工いたします公営住宅建設事業、継続事業でございます多目的運動公園整備事業などに重点配分を行い、町債残高の減、基金繰入の減など、健全財政と創造のまちづくりを推進する予算といたしました。 歳入歳出総額１１，５６６，４００千円、対前年比１５２，２１３千円の減、－１．３％となっているところでございます。この他に、６つの特別会計と水道の企業会計がございます。その合計が５，９８８，６３８千円でございます。 一般会計と合計いたしますと、１７，５５５，０３８千円となります。これをもって、平成２４年度の筑前町を運営していくことになるところでございます。 １ページに、歳入歳出の概要を記載しているところでございます。

	歳出の最初に、子ども手当について記述しておりますけれども、閣議では、子どものための手当と決定されました。さらに3月1日の新聞にもありましたように、民主、自民、公明では、児童のための手当ということで。調整に入ったということも書いてありましたけれども、まだまだ議論があるようでしたので、この予算では、子ども手当というふうに記載しておるところでございます。 なお、予算額については、閣議で決定された内容で計上しておるところでございます。 それでは、歳入の説明を行います。 歳入については、各課の歳出予算説明の後に、歳入の説明の時間がありますので、要点のみ説明をしたいと思います。 資料No.1の2ページとNo.2の6ページを一緒にお開きいただきたいと思います。 1款の町税でございますが、固定資産税が減額になりますけれども、町民税、特に年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の加算分の引き下げ、こういうことの原因で町民税の増、たばこ税の増収見込みで、当初予算、実に4年ぶりの前年比0.1%増の2,903,485千円を計上しておるところでございます。 2款の地方譲与税から10款の地方特例交付金まで、国の地方財政対策や前年度の見込みで計上をいたしております。 11款の地方交付税は、国の財政対策で地方交付税が昨年対比811億円、0.5%増の17兆4,545億円確保されたことを受け、概算試算で、対前年比+9.3%の3,952,906千円を計上しておるところでございます。 19款の繰入金でございますが、資料No.1は、3ページの下段から4ページの上段に記載をしております。 国保の基準外繰出金200,000千円、多目的運動公園に162,680千円など、総額551,127千円を計上しておるところでございます。昨年対比374,380千円の減で、大幅な繰入額の減となっております。 これは、23年度当初予算の一般財源の収入額に対し、24年度の一般財源が360,000千円程度伸びたことによるものでございます。その要因は、町税の若干の増収、地方交付税の増によるものでございます。 22款の町債でございますが、臨時財政対策債580,000千円、公営住宅事業債169,100千円、主要生活道路整備事業などの合併特例債262,300千円で、総額1,162,200千円を計上しております。昨年対比9,200千円の減でございます。 新規の住宅債があっても減額となっておりますのは、水道事業を2年繰り延べしたことによる出資債の減によるものでございます。 24年度の元金償還額に対する町債の割合は、ミニ公募債元金償還額を除いて81.5%となっております。 資料No.1の6ページの右下に、自主財源と依存財源を表しております。 左の表の黒く網掛けしたものが自主財源でございます。自主財源の比率が36.0%でございまして、前年より下がっておりますが、これは、町税が若干伸びたものの、基金繰入の大幅な減、さらには一方依存財源の大きな柱でございます地方交付税が伸びたことによるものでございます。 次に、歳出の説明を行います。 まず、目的別で説明をいたします。 資料No.1は5ページから記載をしております。No.2は、そのまま6ページの右側の表をご覧くださいと思います。 1款の議会費でございます。前年対比11.8%の減でございますが、議員共済費の減によるものでございます。
--	--

	2款総務費も前年対比140,893千円、10.8%の大きな減額でございますが、公共交通利用促進としての駐輪場整備事業等の増額もございますけれども、電算関係のサーバーの入れ替えや固定資産関係の業務委託、県知事・県議選挙等の減により、大幅な減額となっておりますでございます。 次に、3款の民生費でございます。昨年とほぼ同額の3,263,324千円の予算計上でございます。 主な増額としては、介護保険・後期高齢者の負担金、障害者の自立支援費、民間保育所建設への負担がございます。 減額の要因としては、制度改正される子ども手当、23年度に県事業として行われた介護関係の補助事業がございます。 次に、4款衛生費でございますが、No.1のほうは6ページのほうでございますけれども、前年対比301,171千円、-17.8%の大幅な減額でございます。 これは、上水道事業への操出負担金、サン・ポート負担金の増の要因もございますけれども、水道事業の繰り延べにより、出資金150,000千円の大幅な減、県南水道企業団出資金81,300千円の減、上水道給水装置設置事業102,720千円等の減によるものでございます。 次に、5款の農林水産業費は8.7%の減、530,276千円を計上しておりますところでございます。 それぞれの事業によりまして増減はございますけれども、減の一番大きな要因といたしましては、No.1資料の7ページのほうに記載をしております、活力ある高収益型園芸産地育成事業、筑慈苑対策の赤坂地区環境整備事業の減によるものが大きいものでございます。 続きまして、6款商工費でございます。前年対比13.0%の増でございます。プレミアム商品券発行助成金を、当初予算計上したことによるものでございます。 7款土木費、前年対比289,080千円、19.0%の大幅な増額でございます。これにつきましては、減額の要因もございますけれども、増額の大きな要因といたしましては、公共下水道特別会計への操出金、それと公営住宅整備事業でございます。 8款の消防費は、ほぼ前年並みの予算計上でございます。 9款教育費もそう大きな減額ではございませんけれども、学校施設関係予算の減によるものでございます。 10款災害復旧費でございます。農林災害システムの導入費の減額によるものでございます。 11款公債費でございます。1,846,564千円の計上でございます。前年対比96,718千円の増でございます。元金償還額の増とミニ公募債の元金一括償還によるものでございます。 次に、性質別の歳出について、簡単に説明いたしたいと思います。 No.1のほうは9ページからお開きいただきたいと思います。No.2のほうは7ページをお開きいただきたいと思います。そこに性質別の数字と性質別の主な内容を、それぞれ掲載をしておりますので、見ていただきたいと思います。 まず、人件費でございます。2.4%の減でございます。退職者による職員定数の減と、人事院勧告によります職員給の減によるものでございます。 次に、物件費でございます。7.1%の減でございます。教育関係の備品の増もございますけれども、委託料、特に、先ほども申し上げましたけれども、電算、固定資産関係、それと需用費、賃金等の減によるものでございます。 次に、扶助費でございます。3.3%の減となっております。 障害者福祉の自立支援給付費は大きく増となっておりますけれども、制度改正をされました子ども手当がそれ以上の減となっているためでございます。
--	--

	次に、補助費でございます。 上水道事業繰出負担金やサン・ポート負担金などの増の要因もございますけれども、消火栓設置工事負担金、介護関係補助金の減もあり、0.9%の増となっておりますのでございます。 普通建設事業費は、多目的運動公園整備事業、上水道給水装置設置事業、学校関係事業の減もございますけれども、新規の保育所創設負担金、本年度から取り組みます公営住宅事業で、前年対比10.2%の増の1,321,809千円となっておりますのでございます。 投資及び出資金は、前年対比60.5%の大幅な減となっております。上水道関係の出資金の減によるものでございます。 操出金でございます。後期高齢者療養給付費負担金、公共下水道事業への操出金の増で、前年対比4.6%の増となっておりますのでございます。 資料No.1の12ページからは、各課ごとの主な事業を記載しておりますので、歳出説明のときにご活用いただきたいと思いますと思っております。 それでは、これから予算書のほうで、少し説明を申し上げたいと思います。 予算書の1ページでございます。 1ページ、第1条でございますけれども、先ほど説明申し上げましたとおり、歳入歳出総額を、11,566,400千円を計上しておりますのでございます。 2条につきましては、地方債の借入限度額について定めております。あとで説明をしたいと思います。 第3条でございます。一時借入金の限度額です。1,000,000千円を定めております。 第4条は、予算の流用でございます。給与、職員手当及び共済費は、同一款内であれば流用できることを定めておりますのでございます。 次に、7ページをお開きいただきたいと思います。 地方債でございます。 地方債の限度額として、臨時財政対策債580,000千円、合併特例債262,300千円、公営住宅建設事業債169,100千円、一般会計出資債150,800千円、計1,162,200千円でございます。 起債の方法は、証書借入でございまして、利率は3.0%以内でございます。 償還の方法は、政府資金はその融資条件、銀行、その他の場合は、その債権者との協定によるものでございます。 この起債の財政措置、いわゆる交付税措置でございますけれども、臨時財政対策債は元利償還の100%、合併特例債は70%、公営住宅建設事業債は家賃収入があるために、措置はございません。一般会計出資債は50%、措置をされるところでございます。 次に、133ページをお開きいただきたいと思います。 債務負担行為でございます。 今回新たに債務負担行為を起こすものはございませんけれども、これまでの分について、確認の意味で、終期のみ説明を申し上げます。 まず、一番上のサン・ポート設置負担金が平成29年度まででございます。農業経営体育成資金利子補給が平成35年度まで、多目的運動公園事業に伴う用地先行取得事業が平成25年度までとなっておりますけれども、支出予定額はございません。実質的に平成23年度で終了ということでございます。 三並小学校、中牟田小学校給食業務委託から一番下の筑前町図書館・めくば一図書館窓口等運営業務委託事業につきましては、今議会の補正予算（第4号）の限度額補正後の数値を記載しているところでございます。期間の終期は、平成26年度まで
--	--

	でございます。 145ページをお開きいただきたいと思います。 平成22年度末の地方債の現在高から平成24年度末の地方債現在高の見込みでございます。 平成24年度中の起債見込額が1,187,400千円、これは、歳入歳出予算計上額は、1,162,200千円でございますけれども、23年度からの繰越分25,200千円を含めておるところでございます。 24年度中の起債見込額は、ミニ公募債元金一括償還を含む元金償還見込額は、1,526,606千円を下回りますので、平成24年度末の起債残高見込額は、18,569,551千円と減少するところになっております。 以上で、平成24年度一般会計予算概要の説明を終わります。
委員長	当初予算概要の説明が終わりました。 この件で、特に質疑があればお受けしたいと思います。 金子委員
金子委員	この全員協議会資料のNo.2の3ページで、基金の活用目的を質問します。素朴な質問で申し訳ありませんけれども。 この3ページの基金の中に、地域振興基金が1,037,000千円程度あります。この基金とよく似た基金でですね、当初は13億ほど積んでおったのではないかなと思います。筑前町振興基金816,000千円程度あるわけですが、次の、資料5ページのですね、24年度の基金繰入一覧表を見ますと、地域振興基金のみの合計で95,000千円程度繰り入れになっているようです。 この筑前町振興基金は24年度に活用されてないようですが、この活用目的と言いますか、性質が違うのかどうか、まず質問します。
委員長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 地域振興基金と筑前町振興基金でございますが、筑前町振興基金は、先ほど申されましたように、合併基金特例債を借りて基金積立の分でございます。 それぞれ目的は一緒でございますけれども、筑前町振興基金、今まで元金償還が終わったものを取り崩してですね、使ってきた経緯もございますけれども。 とりあえずまず、地域振興基金のほうを先行し、あと、まだ大きな事業も今後出て来ることがあるんじゃないかと予想をして、こちらのほうはとりあえず手をつけなくて、10年をすると自由に使えますので、また振興基金に移すなりをしながら、そういう運用を考えているところでございます。 両方からいろいろ入れるのもありますので、まず、地域振興基金のほうを使わせていただいているところでございます。以上でございます。
委員長	金子委員
金子委員	ちょっと13億ぐらいからですね、8億までぐらい下がっております。 確か21年度ぐらいからこれが、今説明になったとおり、活用できるというような説明は受けておったわけですが。 分かる範囲でいいですが、どのような事業に活用されたのか、今後どのような事業に活用をしていこうと考えてあるのか、質問します。
委員長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 直接この合併基金を充当じゃなくてですね、1回組み替え、地域振興基金等に組み替えて使ってきておるところでございます。 そうしますと、歳入歳出予算だけがいたずらに膨れますので、そういうことをやめ

	て、目的がきちっと使えるときに使おうということで、そのことをやめたということで、21年からそういうふうにやってきておりましたけれども、そういうことで、今回は、振興基金は使っていないということでございます。以上でございます。
委員長	（「今後はどのようにする。」の声あり） 今後の計画について、今後どういうふうにするかということです。 財政課長
財政課長	お答えいたします。 最終的には基金の組み替えも含めてですね、統合も考えていかなければいけないと思いますので、当然、目的が一緒でございますので、地域振興基金に入れていくなり、あるいは直接地域振興という名目である事業に、大きなものがあれば充てていくということで考えていきたいと思います。以上でございます。
委員長	質疑が終わりましたようですので、予算審議に入ります。 議案第18号「平成24年度筑前町一般会計予算について」を、議題とします。 総務課の説明を求めます。 総務課長
総務課長	それでは、総務課関係の当初予算の説明をいたします。 予算書の28ページをお願いいたします。 1款1項1目議会費について、ご説明申し上げます。 本年度予算は116,675千円でございます。 支出の主な内容は、議員報酬、事務局職員の人件費、それから共済費、職員研修費及び議会だより等の印刷製本費でございます。前年比15,623千円の減となっております。 この内容につきましては、議会改革による費用弁償の全額削減、大体910千円程度あったと思います。 それから、平成23年6月1日、議員年金制度廃止に伴う公費負担率の減と。昨年非常に上がったんですが、今年度は減ということで、そういうのが要因でございます。 議員1人当たりの活動費といたしましては、新年度6,238千円程度になるのかなというふうに思っております。 次に、2款1項1目総務費の一般管理費、29ページでございます。 24年度326,247千円の予算計上でございます。ほとんどが経常経費で、町長、副町長の人件費、それから活動費、それから総務課関係の人件費、それに総務課中心の行政運営全般の費用でございます。昨年比12,810千円の減でございます。 前年より増減のあった主なものをご説明いたします。 1節の報酬でございますが、日額委員報酬といたしまして225千円、この内容につきましては、昨年度も行ったんですが、特別職報酬審議会の委員報酬と自治基本条例等の検討委員会等を予定をいたしております。 それから、嘱託職員の報酬につきましては、平成23年度より総務課職員を1名削減いたしました。そのために嘱託職員を1名雇っております。 それから、産休代替による嘱託職員の分、2名分でございます、2,750千円程度増額となっております。 次に、人件費につきましては、各課とも例年条例、規則どおりということで、時間の関係上省略させていただきますが、給与費明細書を予算書の後ろに示しておりますので、後でご説明申し上げます。 30ページをお願いいたします。 4節共済費でございます。人件費でございますが、昨年より増額となっております。それによって説明いたしますが、その共済組合負担金と臨時嘱託職員社会保険料

	は、前年より増額、率の増額改正がありましたので、併せて1, 700千円程度増額となっております。 8節の報償費につきましては、前年より300千円程度増額となっておりますが、これは、職員研修講師謝礼のうち、メンタルヘルス相談謝金を昨年は委託料で組んでおったんですが、委託料からの組み替えを行ったものでございます。 交際費につきましては、前年同様500千円ということで、現在ホームページで公開をいたしておるところでございます。 13節の委託料につきましては、1, 400千円程度減額となっておりますが、先ほど申しました組み替えによる減と、31ページの下の方の人事評価制度支援業務委託料がありますが、24年度は管理職のみ人事評価制度の本稼働をいたしますが、新しい新採の職員及び新しく管理職になられた研修費用といたしまして、昨年の半額程度の1, 128千円を計上いたしております。 また、行政評価制度導入支援委託料の3, 287千円につきましては、前年から取り組んでおります。24年度も総務課の一押し事業としてお願いするものでございます。 19節の負担金補助及び交付金でございますが、前年より約600千円程度減となっております。12項目計上しておるところでございます。 それから、2目文書広報費につきましては、昨年比1, 971千円程度の減額となっております。 これは、32ページの13節の委託料で、昨年一応作成いたしました町勢要覧の動画作成委託料を13節で、昨年計上しておったわけですが、その分の減でございます。 続きまして、41ページをお願いしたいと思います。 24目自治振興費でございますが、336千円の増額となっております。これは、区長報酬の増でございまして、全体で51区あるわけですが、平等割が248千円、世帯割が2, 100円で計算いたしております。世帯が昨年よりも150世帯増となつて、9, 550世帯で一応積み上げております。その関係で、増となったというふうなことでございます。 その他につきましては、前年とほぼ増額でございますが、12節役務費のボランティア保険料の541千円につきましては、無補修で町のための作業中にケガに遭われた方の保険料でございます。 また、総合賠償補償保険につきましては、例えば町道に穴が空いていて、不幸に事故に遭われたとか、そういう場合の賠償補償保険料2, 241千円でございます。 それから、22節の補償補填及び賠償金の1, 000千円につきましては、議員発議による専決事項の指定が認めていただいております。 その中で軽微な損害賠償の場合、事務の迅速化、早期の示談成立のために、毎年1, 000千円お願いしているところでございます。 46ページをお願いします。 31目そつたく基金事業といたしまして、前年同額の2, 000千円でございます。これは、食の通信の印刷費と13節委託料の政策支援業務委託料の1, 400千円でございます。 本年も引き続き、中村学園大学との地域振興委託料が主なものでございまして、財源といたしましては、全額そつたく基金を活用するものでございます。 それから、47ページの税務総務費に固定資産評価審査委員の報酬といたしまして93千円計上いたしております。 それから飛びますが、51ページをお願いします。 2款4項選挙費でございます。 1目の選挙管理委員会費及び2目の選挙啓発費につきましては、経常経費でござい
--	--

	まして、昨年とほぼ同額でございます。省略いたします。 それから、5目と、下のほうにあります8目につきましても、前年上がっております分の減でございます。省略いたします。 続きまして、53ページでございます。 2款6項監査委員費でございます。昨年とほぼ同額で、監査につきましては、例年どおり出納の例月監査、7月、8月の決算審査、秋の各課の定期監査、それから補助交付団体の特別監査がございます。年々不正、不変、適正、的確な監査、指導や防止に重点を置いた監査など重要性が高なっておりますでございます。 以上でございますが、それでは、最後のほうにですね、給与費明細の説明があります。134ページをお願いします。 それでは、特別職の関係でございますが、一番下の比較の欄で説明いたしますと、町長、副町長の共済費の率の増額改正によります379千円程度の増となっております。議員さん分につきましては、先ほど申しましたように、前年度大幅に上がっておりますが、本年度は備考欄に示しておりますように、率の減額改正により15,426千円の減額となっております、合計で15,047千円の減額となっております。 次に、135ページの一般職の関係でございます。 職員数につきましては、教育長を含め一般会計の本年度161人、昨年比較ー6人となっております。そこには示しておりませんが、特別会計を含めますと185人になる予定でございます。 給与費の給料につきましては651,834千円、昨年比21,149千円の減となっております。 給与の増減額の明細につきましては、136ページに示しておりますが、給与改定に伴う増額分がマイナスの1,589千円、昇給に伴う増額分が11,158千円の増、その他増減分として30,718千円の減でございます、詳細につきましては、説明欄に示しておるとおりでございます。 135ページに戻りますが、職員手当につきまして461,726千円で、昨年比21,932千円の減でございます。 内訳につきましては、下の表に示しておるとおりで、地域手当と住居手当が前年比増となっておりますが、これを除くとすべて減額となっておりますので、職員手当の内訳の説明は省略させていただきます。 職員手当の増減額の明細につきましては、137ページに示しております。 制度改正に伴う増減分が2,104千円の減、その他の減額分につきましては、19,828千円の減でございます。合計で21,932千円の減額となっております。 もう一度135ページに戻っていただきたいと思いますと思いますが、共済費につきましては、最初申しましたように、率の増額改定により23,536千円の増となっております。 次に、138ページをお願いいたします。 まず、給料及び職員手当の状況といたしまして、アとしてですね、職員1人当たりの給与といたしまして、平成24年4月1日現在の平均給料月額、それから2段目に平均給与月額、平均年齢というふうに示しております。 前年と比較をしていただきたいと思いますと思いますが、ここのですね、2段目の平均給与月額、給与と給料、ちょっと変わっているんですが、この給与につきましては、4月の給料、上の給料ですね、給料と職員手当を合算した額がこのようになりますよ、というふうなことでございます。 それから、139ページのウは、級別職員数でございまして、4級の係長、主査クラスが膨らんでいるところでございます。
--	---

	続いて140ページは、級別の標準的な職務内容で、級別職務分類表として条例で定めているとおりでございます。 141ページは、エは、昇給の内容でございます。 142ページ、オは、期末勤勉手当の支給率でございます。 それから、カは、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当の支給率でございます。この率は、退職手当組合の支給条例どおりとなっております。 キの地域手当につきましては、21年度から支給はしていませんが、支給しているのは、県への派遣職員と県介護保険に派遣している職員の2名分で、福岡県の支給率を支給しているところでございます。 143ページのケ、その他の手当で、住居手当は地域の実情に合わせて支給でございます。 144ページ、これは、通勤手当の内容でございます、昨年同様でございます。 2km未満の支給の実態はありませんが、身体上必要な職員の制度としてありますので、カッコ書きで一応示しておるところでございます。支給の実績はございません。 以上で、総務課関係の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	職員の住居手当について、お尋ねしたいんですが。 10名の方が退職されるのに、どうして住居手当が増額になるかが分からないんですが、説明をお願いします。
委員長	総務課長
総務課長	これにつきましては、退職する者がすべて住居手当を貰っておったというわけではございません。 自然増と申しますか、転居とか、そういう関係でですね、新築したとか、そういう関係の自然増ということでございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	今の住居手当なんですが、実情に合わせてということなんですが、その実情ということについての説明を求めたいと思います。 それともう1点、138ページの初任給の部分の高卒、行政職、労務職ありますが、これが、国の制度と労務職が、差額があるわけですが、この点の説明を求めたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	住居手当の実情につきましては、近隣の状況とかそういうのもございますし、一応、今後見直していく要素の手当でもございます。 そういうことで、まだその点については、一応今までどおりというふうなことで、支給しておるところでございます。 それから、138ページの労務職との、国との差ということでございますが、実質ちょっと、今年度も町の労務職の分は削除しようかと迷ったところでございますが、実質、実態といたしまして、労務職として採用することは、今後ございません。 そういうことで、来年度はこの分は削除したいというふうに思っております。 今までどおりの形式で示しておりましたので、実体のない要素でございます。来年度は削除したいというふうに思っております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	143ページの住居手当、見直しという言葉が発せられたわけですが。 ということは、今後と言いますか、今年度は2,500円ついているわけですが、来年度以降はこれを支給しないというふうに捉えてもいいということでしょうか。

	そして、また、１３８ページの労務職、実体がないにもかかわらずこういうふうに掲載せられるというのは、やはり少しおかしいのかなと思いますので、それであればですね、もう今年度から外されてもよかったんじゃないかなというふうに考えます。
委 員 長	総務課長
総務課長	住居手当については、１４３ページに自宅に係る住居手当について、月額２，５００円を支給しておるわけでございます。 ここに国のほうが支給をやめたというふうなことで、これは、組合との交渉もございまして、近隣の状況も見ながらですね、一応、実際は、私は、この額については、増額を、個人的にです。 ということは、要するに、町内にどんどん家を建てて住んでもらいたいと、職員はですね。で、増やしますよというふうな、逆説を、私は持っているわけですが、国がそういうふうなことで、国はですね、そういうのは関係ありません。どこに住もうがですね。 この分については、私は、住居手当につきましては、やっぱり町内に住んでいただいて、そういう手当を多く出したほうがですね、町のためになるんじゃないかというふうには思っておりますが、こういう制度でございますので、今後十分研究して、検討していきたいというふうに思っております。 それから、もう先ほど、私、謝ったと思いますが、今回ですね、労務職の件につきましては、来年度この分については削除いたしますので、よろしくお願いします。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	今、１４３ページの住居手当の件なんですが、何か私が抱えているのと、今、総務課長が答えられたのと、ずいぶん考え方が違うのかなと思いましたが。 これは、十分検討していただかないといけないのかなと思っておりますが、この点について、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 私は、現行制度の給料、給与等の水準につきましては、基本的に国家公務員に準拠したいという考え方でございます。併せて人事院勧告は尊重したいという考えに立って、組合等々にも協議をなしているところでございます。 住居手当が国公との制度との差異があるわけでございますけれども、この件については、確かに国の実態と地方の実態は大きく、住居関係については差がございまして、そういったことを反映しての、今、金額の差が出ているわけでございます。 この分、十分調査してですね、協議をしていきたいと思っております。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	３１ページでございます。２款１項１目の総務管理費の中で、１３節委託料の中の行政評価制度導入支援委託料について、質問をいたします。 今、課長のほうから、総務課の一押し事業として前年度より取り組まれておるわけですが。 この制度ですね、システムを取り組むことによってですね、やはり予算編成と事業効果に反映すると思うんですが、今の現状、この予算編成に対してどのように反映しているのか、お伺いいたします。 それと、今後住民の方と言いますか、町民の方も参画した外部評価委員制度の導入を考えておられるのかどうか、この２点について、質問をいたします。
委 員 長	総務課長

総務課長	行政評価制度、これが予算等に、査定等ですかね、そういうのに反映されているのかということでございますが。 当然ですね、これは、まずは実施計画、これをこの中に一応盛り込んでおるわけでございます。実施計画にないのは予算査定で落とされるというふうなことの仕組みになっておるわけですが、今までやっておった実施計画を、この中に全部網羅してですね、そして1年経って、これをまずは職員なりで評価をすると、達成できたか、できなかったかということですね、そういうシステムになっておるわけです。 だから、より今までよりもですね、精度の高い評価ができるし、また、費用対効果、これも一目で分かるようになっておるというふうな状況でございまして、予算査定時にこれがフルに活用されていくというふうに思っております。 まだ、完成していませんので、今年度につきましては、おそらくそこまでなかったのかなというふうに思っております。 それから、外部評価につきましては、まず、この行政評価制度の中身と申しますか、このシステムの内容、これを十分理解した上で、やっぱり外部の方に見ていただくのも、1つの手かなというふうなことでございますので、まずは、この制度を完ぺきに仕上げて、それから、外部評価も検討していくと、研究していくというふうな状況になろうかと思っております。以上です。
委員長	福本委員
福本委員	137ページの職員手当の中の子ども手当という支給があるわけですが、これは、国の、いわゆる児童手当、そういったものとの違い、そのことについて、特に、上限ですかね、年齢の上限、そういったものも含めて説明をお願いします。
委員長	総務課長
総務課長	これは、国の制度と全く同じでございまして、うちの職員の該当する方、これを上げておるわけでございます。以上です。
委員長	田中委員
田中委員	重複になるかと思いますが、143ページの住宅手当について、お聞きいたします。 アパートとかマンションとか、そういうふうな状況に住まれてある方もいらっしゃると思いますが、その点、人数と金額的なものはいくらぐらいになっているんでしょうか。
委員長	総務課長
総務課長	マックスですね、27千円でございます。以上です。
委員長	田中委員
田中委員	総額というか、年間出る金額というのがあるかと思いますが、その点お願いしたいと思います。
委員長	人数と金額が分かればお願いしたいと思います。 今の質問については、後で回答させていただきます。 久保委員
久保委員	予算書の41ページ、24目の自治振興費の中の12節、ボランティア保険料541千円、総合賠償保険が2,241千円出ております。他にも役務費の中で、保険料というのはたくさんあるんでございますけど。 この前の一般質問の答弁の中で、保険は行政関係の保険に入っているということでございますが、民間の保険の検討をなさったことがあるのか。 今、民間はですね、かなり安くしているところもあります。走行距離とか事故後の比率が下がれば安くなるとかありますが、その辺、ご答弁願います。
委員長	総務課長

総務課長	加入しているのは、全国町村会総合賠償補償保険ということですね、全国組織の保険でございまして、民間との比較は、相見とか取ったことはないんですが、おそらく全国町村会のほうですね、一応このような保険があるというようなことで、こちらのほうに加入しておるような状況です。 民間との実績がございません。
委員長	久保委員
久保委員	こういいますね、傷害保険とかいうものは、民間にいけば、事故がなければ、5割、6割引きという金額になります。おそらくこの金額は定額的なものだと思うんですが、検討される余地があるんじゃないかな。 この保険料は毎年同じ金額でしょうか。それとも事故等がなければ減額されていくものでしょうか、その辺をお願いします。
委員長	総務課長
総務課長	基本はもう定額でございます。
委員長	久保委員
久保委員	ぜひ、民間の保険会社の検討もしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。
委員長	梅田委員
梅田委員	135ページなんですけれども、時間外手当が前年比7,276千円減っているわけですが、時間外手当は減っているんですが、それでは、臨時職員また嘱託職員、それで補っている部分がかなりあるんじゃないかなと思いますが、その臨時職員、嘱託職員の報酬はどのようになっているんでしょうか、前年と比べまして。
委員長	総務課長
総務課長	嘱託職員の報酬の合計は、ちょっと今持ち合わせしていないんですが、人数的にはですね、昨年よりも嘱託職員が－2、そして臨時職員が－11ということで、13名の減でございます。 各々ですね、ちょっと額がいろいろ違いますので、いくらになるかは資料がございませんので。
委員長	梅田委員
梅田委員	人数で減ということであれば、単純に考えれば、報酬額も下がるのかなというふうには考えるんですが、後でもいいですので、金額がもし分かれば出していただきたいと思います。 それで、時間外手当がこれだけ減額になったということは、やはり時間内で効率の良い、住民サービスも低下されずにやって来られたという、評価になるのかなというふうには考えるんですが、今後の見通しと言いますか、その点をお尋ねしたいと思います。
委員長	総務課長
総務課長	この時間外手当につきましては、職員の削減がっております。6名減っております。だから給与総額も変わるわけでございます。 これに対する、大体6%を時間外手当として予算計上いたしております。 そういうことで、前年よりも給与総額が減った。だから、昨年も昨年の総額に対して6%の予算化しておったわけでございます。そういうことでの減ということで、ご理解願いたいというふうに思っております。以上です。
委員長	総務課長
総務課長	田中委員の質問の保留をいたしておりました。 一般会計で41名の方に住宅手当を支給しておるわけですが、総額で9,039千円となっております。以上です。

委 員 長	田中委員
田中委員	住宅手当ということでございますけれども、全体的に見て、やっぱり筑前町に住んでもらいたいということが前提なのかなと思っております。 地区外、筑前町以外とか筑前町に住まれてある方についてなんですが、将来的に町に家を建てて住んでもらいたいということで、自宅手当等の増減、いろいろあるかと思っておりますけれども、そういうふうな状況で努力していただきたいなと思っております。全体的には経費は下げていただきたいと思っておりますけれども、努力をお願いいたします。
委 員 長	回答はいいですか。 (「はい」の声あり) 質疑が終わりましたようです。 続きまして、出納室の予算説明を求めます。 出納室長
出納室長	それでは、出納室の予算について、ご説明を申し上げます。 予算書の33ページをお願いいたします。 2款1項6目会計管理費でございます。本年度予算が2,018千円で、前年度と比較いたしまして1,952千円の減でございます。 これは、嘱託職員を配置しないため、報酬と費用弁償を減額したものでありまして、その他につきましては、前年度とほとんど同額でございます。 9節旅費は、職員の研修会など会議出席のための旅費でございます。 11節需用費、消耗品費は、前年度と同額でございます。 同じく印刷製本費につきましては、納入通知書の印刷代、それから決算書の仕上げの製本につきましては、今回、1冊当たりの単価のアップによりまして、7千円増額をいたしております。 続きまして、12節役務費でございます。 通信運搬費につきましては、毎月3回、5日、15日、25日の定例日に口座振替によりまして支払いを行っております。支払件数の多い方につきましては、振り込み内容が分かるように内訳書を郵送いたしております。 それから、1月には源泉徴収票を個人宛に、また関係市町村に郵送をいたしております。その郵便代でございます。 同じく役務費の公金受払手数料687千円でございますが、これは、税金等の口座振替につきましては、指定されている金融機関の口座から引き落としをいただいております。 指定金融機関の契約に基づきまして、その手数料といたしまして、各金融機関に支払っているものでございます。 最後に、19節負担金補助及び交付金でございます。 筑前あさくら農協夜須支店と指定金融機関の契約を行い、税金、使用料などの収納、また、公金の受払業務をお願いいたしております。契約に基づきまして、人件費負担金ということで、昨年と同額1,050千円を計上いたしております。 それから、昨年度まで指定金融機関連絡協議会負担金を計上いたしておりましたけれども、本年度から協議会は開催されないということで、予算計上はいたしておりません。 以上で、出納室の予算について、説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委 員 長	質疑がないようです。

	これで、出納室を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩します。 10時45分から再開いたします。 (10:35)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:45)
委 員 長	企画課の説明を求めます。 企画課長
企画課長	企画課から説明をいたします。 一般会計予算書の36ページをお開きください。 まず、2款1項21目企画費でございます。 37ページをお願いします。 8節報償費、報償金660千円は、平和を願うまちづくりの一環として、今回初めて仮称ではございますが、平和のメッセージコンテストを開催いたします。このコンテストにおける賞金や審査員の謝金でございます。 これ以降、このコンテストにつきましては、コンテストと表現をいたします。 次のボランティア推進計画策定時謝金50千円は、同計画策定時に、識者の指導を仰ぐ際の経費でございます。 9節旅費、普通旅費1,084千円、うち1,000千円は、コンテストにおける受賞者及び関係者の表彰式参加時に要するものであります。 11節需用費、消耗品費1,300千円は、主にコンテストにおける参加賞や花いっぱい事業のコスモス種子代でございます。 印刷製本費650千円、主にコンテストにおけるポスターやチラシ、また受賞作品などを冊子にする経費でございます。 12節役務費、広告費1,500千円は、コンテストにおける広告宣伝費でございます。 13節委託料、筑前町地域振興基礎調査業務委託料2,205千円は、今後の地域振興に関しまして、その資源や可能性につきまして調査を行うものです。 次に、38ページです。 15節工事請負費13,286千円は、公共交通活性化実施計画に基づきまして、国道386号線沿いの西鉄バス停2カ所に駐輪場を新設、また、甘木鉄道駅1カ所に駐輪場を増設するものでございます。 17節公有財産購入費6,673千円は、先ほど申し上げました西鉄バス停駐輪場整備に要する用地取得費でございます。 19節負担金補助及び交付金で、広域圏事務組合一般管理費負担金10,984千円を計上しています。これは、甘木朝倉広域市町村圏事務組合の経常的経費でありまして、朝倉市、東峰村、本町の3市町村で、平等割5%、人口割95%で算定した金額でございます。 23年度に対しまして3,584千円減額となっております。この主な要因は、職員が減員となったことに伴い、人件費が減額となることによるものです。 次の市町村会館運営費負担金1,594千円は、所在地の朝倉市が60%、残りの40%を東峰村と本町の人口割で算定した金額でございます。23年度に対しまして375千円減額となっております。 この主な要因は、会館の一部を朝倉市教育センターとして、朝倉市に貸し付けるこ

	とから、同市が応分の負担をすることによるものです。 物産展地域活性化事業補助金900千円は、商工会主催の大国様まつりの開催助成金、ど〜んとかがし祭実行委員会補助金9,000千円は、ど〜んとかがし祭の開催助成金でございます。 朝倉広域連携プロジェクト会議負担金886千円は、この会議が、23年度から取り組んでいます朝倉圏域での観光資源開発や自然体験プロジェクトなどの事業に要する負担金でございます。 甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金2,606千円、この事業は23年度から行われていますが、23年度は沿線市町村の負担がなかったことから、24年度からの新規事業となっています。事業の内容は、主にレール交換であり、27年度までの継続事業でございます。 次に、22目平和記念館費でございます。 1節報酬、嘱託職員報酬13,018千円は、館長以下6名の非常勤職員分でございます。 2節給料から、次の39ページの4節共済費まで、記念館担当の正職員1名分の人件費でございます。 7節賃金、臨時職員賃金9,548千円は、受付業務などに従事しています臨時職員7名分でございます。 8節報償費、報償金2,600千円は、主に朗読者への謝金でございます。 11節需用費12,531千円、主に管理関係消耗品購入費やグッズ購入費、チラシ、ポスター作成費でございます。 12節役務費、手数料1,394千円は、主に旅行代理店に支払います入管手数料、次の広告料2,718千円は、テレビ、ラジオでの広告宣伝、また、新聞、雑誌への広告掲載料でございます。昨年度に対しまして、テレビ、ラジオでの広告宣伝を強化することから増額となっています。 13節委託料、記念館業務委託料2,000千円は、企画展の企画設営業務分でございます。 次に、41ページをお願いします。 25目コミュニティ推進費でございます。 42ページをお開きください。 19節負担金補助及び交付金、コミュニティ活動推進助成金5,072千円は、南部地区コミュニティ運営協議会に対します助成金でございます。 宝くじコミュニティ助成金2,000千円、財源の全額を宝くじ財団から助成を受けるものであります。 この助成金と、次のみんなで創る郷づくり事業助成金は、23年度までは企画費で計上しておりましたが、事業の性格から、24年度からこの目に計上したものでございます。 次に、27目男女共同参画推進費でございます。 この目には、女性センターが24年度から男女共同参画センターへ衣替えをすることから、この関係分を計上しています。 8節報償費、講師謝金129千円は、町民あるいは男女共同参画推進審議会委員などを対象とした研修会などに要するものでございます。 講座講師謝金987千円は、主に男女共同参画センター主催講座の講師謝金でありまして、11の講座を開設する予定でございます。 次に、43ページです。 13節委託料、相談業務委託料444千円は、DVなどの助成に対する暴力に対応する電話相談窓口「朝倉女性ホットライン」の運営委託料でございます。
--	---

	19節負担金補助及び交付金、男女共同参画活動支援助成金50千円は、住民団体が男女共同参画推進に関する事業を主催する際の開催経費、また、個人などが全国規模の男女共同参画推進関係の研修会などに参加した場合の旅費などに助成するものでございます。 次に、46ページをお願いします。 32目公共交通活性化対策事業費でございます。この目は、現在試行しています福祉バス運行に必要な経費を計上しています。 13節委託料、福祉バス運転委託料10,593千円は、従前どおりシルバー人材センターへの委託分、デマンドタクシー運行委託料348千円は、福祉バスでカバーできない櫛木及び坂根地区の送迎に要するものでございます。 デマンドタクシーの意味であります。デマンドとは要望のことで、タクシー事業者が事業者から事前に連絡を受けて、タクシーが所定場所から最寄りの福祉バスまで送迎するものでございます。 次に、52ページをお願いします。 2款5項統計調査費でございます。統計調査は国からの委託事業でございまして、24年度は、2目の工業統計調査、7目の就業構造基本調査、53ページの10目住宅・土地統計調査が実施されますので、これらに必要な予算を計上しています。 12目経済センサス活動調査費、この調査は23年度に実施され、24年度は内容点検などを行うことになっています。これに要する経費を計上しています。 次に、84ページです。 6款1項3目観光振興費でございます。 12節役務費、手数料150千円は、城山及び目配山散策道の維持管理業務へ出役した際の経費でございます。 13節委託料、目配山山頂管理委託料200千円は、従前は社会教育費で計上していましたが、24年度からこの目に移したものでございます。 筑前町バスツアー業務委託料120千円は、観光振興の一環として初めて取り組む事業でございます。 年3回のバスツアーを関係事業者へ委託しまして、平和記念館を起点にみなみの里へ案内し、さらに農産物の収穫体験などを盛り込む考えでございます。 17節公有財産購入費、登山道マップ版權購入費315千円は、現在データ化した本町の登山道マップの版權を、制作した業者が主要していますので、これを取得するものです。 19節負担金補助及び交付金、エコパス事業運営費負担金300千円は、太宰府市の九州国立博物館や太宰府天満宮を中心に、年間600万人の観光客が訪れています。この観光客をICT技術を活用しまして、周辺各地の観光地へ回遊させるシステムの運営に要する経費を負担するものでございます。 以上で、企画課の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	37ページ、まず1点ですが、9節の旅費、コンテストの参加者の旅費などというご説明でしたが、コンテストに参加する人に、旅費を払ってまで参加してもらうというような企画なんでしょうか。 それともう1点が、39ページですが、役務費、一番下の広告料。 今、西鉄、甘木鉄道のボディに、平和記念館の絵が描いてあるんですけど、その経費というのは、このうちにどのくらいなのか、お尋ねします。
委員長	企画課長

企画課長	まず、1点の平和のメッセージコンテストにおける旅費ということで申し上げます。 これは、いわゆる募集をしまして、そして応募いただいて、そして審査をいたしますけれども、その後表彰式、そして発表会をその場でするようにしておりますけれども、その表彰式に参加する際のですね、受賞者及び小中学生も対象といたしておりますので、その関係者まで含めたところの旅費ということで計上をいたしております。 それから、2点目の広告料の件でございますけれども、これにつきましては、広告料は支払いをしておりません。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	広告料は支払っていないということですが、大体ああいうところに書いたりすると、取られるんじゃないかなと思うんですが、それはないんですか。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 払っていないと申しましたが、今、23年度が払っていないということでございまして、24年度も同様に、そういった支払いは必要ないと考えておりまして、当初はですね、広告の掲載料を支払ってもらいたいというような、そういった請求を受けましたけれども、交渉の結果、本町の場合、甘木鉄道を活性化します甘木鉄道推進協議会というものの会員の会員でありますし、また、本町は大きな株主でもありますので、そういった件を申し入れまして、そういうことで、結果としまして広告料は頂かないということになっています。以上です。
委員長	一木委員
一木委員	38ページでございます。2点お尋ねいたしますけれども、まず、1点でございます。 38ページの負担金補助及び交付金の中の甘鉄の安全輸送設備等整備事業負担金ということで、2,606千円ということで計上されてございます。 この甘木鉄道に関しましては、本町それから朝倉市など、大刀洗とか小郡とか、そういった関係の市町村等がいろいろと協力をさせていただきながらの、こういった事業ということで、このたびは主にレール等の交換ということでございます。 筑前町の金額は分かりますけれども、その他の市町村等の負担金額がお分かりでございましたら、ご説明を求めたいということが1点でございます。 それから、先ほど河内委員の質問の中のことに関しましてですね、その次のページ、39ページの役務費の手数料でございます。 本年が1,394千円ということでございますけれども、去年は、予算額は1,740千円ということで、今年度は340千円ほど減額ということになっているようでございます。 入館される方が少なくなるということ等は聞いておりますけれども、であれば、予算を、やはり努力をなされながら抑えるということは、当然ということで理解できるわけでございますけれども、また、入館者を増やさなければならないという観点から考えた場合は、このあたりはやはり同額か、やはり力を入れるべきじゃないかなというふうに思うわけでございます。 先行投資というふうなことで、必要じゃないかなと思いますけれども、その点についての見解を求めたいと思います。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 1点目の甘木鉄道の関係でございますけれども、24年度の沿線市町村の負担金の額でございますけれども、総額が22,211千円でございます。内訳が、朝倉市

	が、内14, 294千円余ですね。それから小郡市が2, 381千円余ですね。それから、本町、先ほど予算計上しておりましたとおり、2, 605, 350円、これは、正確に申し上げますけれども、350円ということです。 大刀洗町が1, 246千円余、それから基山町が1, 139千円余、それから東峰村が46千円余、それから、申し訳ありません。甘木鉄道でございますけれども、これが同じく46千円余、以上のような内訳になっています。 それから、2点目の手数料の関係でございます。 いわゆる旅行社を通じまして入館していただきます際は、10%の手数料をお支払いをしております。その関係で、昨年度はですね、入館者の見込みを、入館者を18万人ということで予算化しておりましたので、それに見合った金額ということで、今、委員申されたような金額を計上いたしておりました。 24年度は、その入館者につきましては、12万8千人という見込みでございまして、これに対応する金額を計上いたしております。以上でございます。
委員 長	一木委員
一木委員	今、課長から説明を受けたわけでございますけれども、記念館の経営的な厳しい状況をですね、やはり良き方向へ改善、また努力をしていくという意味でですね、今後いろんな広報、PR、またはいろんな機関等へお出かけなされてですね、努力をという、そういった経費等はですね、やはり努力とともにある程度は必要じゃないかなというふうに考えるわけでございます。 そのあたりですね、今後ひとつ検討をいただきながら、ご努力をお願いしたいと思います。以上です。
委員 長	石丸委員
石丸委員	3月の補正予算の5ページ、今、説明がありましたけれども、入館者数についてお尋ねをしたいと思います。 先ほどの答弁の中で、18万人目標が、今年度は12万8千人ということで、予算額も25, 780千円からの減になっておるわけですね。 人数にしたら5万以上の減になると思うんですが、そもそも18万とか、これのまた12万何ぼとかいう数字を出しておられますが、ちょっと根拠と言いますか、正確性と言いますか、そういうものが分かりづらいんですが、少し説明を。 そういう目標設定についての根拠と言いますか、そこら辺の説明をお願いしたいと思うんですが。
委員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 23年度の18万人につきましては、前年度の21年度の入館者実績から計上したものでございます。かなり目標を高く設定をいたしておりました。 確かに21年度は入館してということで、ご祝儀相場があったと、そういうことを加味しながら、もう少し下にしなくちゃいけなかったんじゃないかと、そういうことは十分に反省をいたしているところでございます。 23年度のそういった状況を踏まえまして、24年度につきましては、23年度の目標を、今、12万人ということにいたしております。 これに対しまして、先ほど申し上げましたとおり、24年度は12万8千人ということで予算計上をいたしております。 これにつきましても、実績からもう少しですね、やはり営業努力をしながら、入館に向けた取り組みを強化しながら、24年度は23年度よりも入館者を増やしていきたいと、そういった気持を持ってですね、こういった人数にいたしております。以上でございます。

委 員 長	石丸委員
石丸委員	分かりました。 入館者数とかというのは、いわゆる水ものであると思うんですね。なかなか目標を立てても、そのようになるというのはなかなか難しいところもあると思いますが、一応、目標を立てられた以上はですね、その数字が達成できるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	３７ページ、筑前町地域振興基礎調査の、もうちょっと具体的な内容をお聞かせいただきたいのと、業務委託先をですね、どういうところを考えてあるのか、お聞きいたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 地域振興の基礎調査ということで委託する計画でございます。 本町を取り巻く情勢ですね、山麓線が開通する。また、南北線が開通し、多目的運動公園もできるというような、そういった状況が出てまいりますので、そういったものを踏まえましてですね、今後の町を振興していく、活性化するためにはどうしたらいいかと、そういったことについて調査をするというものです。 この５年につきましては、総合計画を踏まえてやる。そして、それ以降については、もう少しそれを計画にこだわらずに、本当の町の発展というものを考えて調査をしていきたいと思っております。そういった業務を専門とするコンサルタントに委託をする予定でございます。 当然委託は、何もかも頼むんじゃないかと、やっぱり町としてどういった考えで、本町を振興しようとしているのか、するのか、きちんとそういった考えを伝えながら、業務委託をする考えでございます。以上です。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	ということは、今年度中にこの調査をまとめて、今後の５年間の中で活かしていくということだと思えるんですが、そういったスケジュールでいいのかということと、いくつかのそういった業務を今までやっているところというのがありましたけど、なかなかですね、住民の意識把握がポイントをついているのかなという部分があるんですが、その辺は何社か選択する余地があるのか、業務委託をするにあたってですね。 ただどこかに、今回はもう決めてあるのか、それとももうちょっと幅を広げてですね、業務委託先を調査されるのかをお聞きいたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ２４年度中にですね、こういった成果品をコンサルのほうからいただきたいと思っておりますけれども。 コンサルの業者選定にあたりましては、いろいろな方法があると思っております。 一般的には、こういった性格のものはプロポーザルと言いまして、いろいろ企画とか、そのほうの考えとかですね、そういうのを説明を受けてですね、そして、審査をして、そして随意契約を結ぶという方法もありますしですね、その他の方法もあるとは思っています。 今回はそこまでですね、どういった方法で契約するまでは、まだ決めきっておりませんから、今後においては、そういった契約方法も含めまして、検討してまいりたいと考えております。 とにかく全くの基礎調査でありますから、具体的な実施計画とか、そういった計画

	じゃありませんので、本当に夢の描けるような、そういった内容になる点もあると思っています。そういったことでやりたいと思っています。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	広域消防について、質問をさせていただきます。 本来なら環境防災課だと思うんですが、企画課が事務局の担当でございますので、企画課のほうにお伺いしますが。 この広域消防負担金、今年も8,000千円以上増額をしております。 毎年増加しているんですが、この算定基礎について、お分かりなら教えてください。お伺いします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 広域圏の常設消防費の負担金につきましては、地方交付税の算定に用いまして、基準財政需要額の消防関係費分でもって算定がされています。 したがって、全体の金額を、基準財政需要額を出しまして、そして本町の割合に基づいて割合が出ます。 そうすると広域消防に必要な運営費ですね、それが出てまいりますので、それにその割合を積算しまして、そして算定をされているというものでございます。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	私は、この基礎となるのは、人口に対しての負担が一番大きいのかなということで、私自体判断をしておったんですが、その関係はどんなですか。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 この基準財政需要額にはですね、国勢調査における人口というのが、当然それに基づいて算定されていますので、今回、特にですね、今、委員ご指摘のように、本町は人口が、圏域の3市町村みんな減っているんですけど、うちの厚生省の調査の結果ですね、人口の減少率が低かったということですね、大元の消防の負担金自体は定額ですから、その分で上がったということでございます。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	この常備消防体制なんですが、分署なり出張所の統廃合の答申がなされて、そのまま進展していないということで、私たちが広域消防に行く中で、非常に苛立ちと言いますか、不満があるわけですね。 そういった中で、今言われますように、負担額は毎年増加していきよる。今、説明されたとおり理解はしているんですが。 今言いますように、全然統廃合に対しては進展してないと。本来なら、もう西部分署は17名から4名増員の21名体制にならずにちゃんないんですが。 それができないのに負担金だけ納めなければいかんと、非常に私は納得がいけないところがあるわけです。 ですから、そこら辺について、解決が早くできれば私も何も言うことはないんですが、そういう状況の中で、この負担金をですね、やはりうちとして、やっぱそのまま、解決がしないままでもやはり負担金はそのまま負担しなければいけないのですか。 そこら辺は事務局として、何か対策として方法は考えておられないのでしょうか、質問します。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 確かにですね、朝倉市の消防署の統合によってですね、そこで生じる4名の消防署員を西部分署に持って来るといふ、そういった基本的な人員配置の方針がございま

	す。それがまだ実現をいたしておりません。 その分について、4名分に対応する人件費を朝倉市は負担すべきじゃないかというようなことを、広域圏の会議の中で申しておりますし、また、町長が理事でございますから、理事会の中でも町長のほうからも、そういった申し出をしたということを聞いておりますし、そういったことを機関会議等で申し上げているところでございます。 なかなか、それは分かっていると、できるだけ統合できるように努力をしていくという答弁をいただいております。現段階ではそういった状況でございます。 したがって、算定方式がですね、職員の配置でもって広域の消防費の負担金をするような算式じゃございませんので、現状ではそんな状況でございますけれども、この負担金は払わざるを得ないという状況でございます。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	84ページに観光振興ということで、課長から最後の説明を受けた補助金の関係ですが、これは、6つの関係がございますけれども、これは、負担金というのは、いわゆる恒常的なものか、それとも何かお付き合いでなされておるものか。 この負担金という趣旨、ねらいは、例えばファーマーズなり大刀洗平和記念館に集客を願っての、やはり負担金に繋がっておるものか、お答えいただきたいと思います。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 確かに今、ご指摘のように、6つの団体への負担金がございます。 一番最後のエコパスの事業運営費ですね、これにつきましては、委員ご指摘のように、みなみの里なり平和記念館、ここへの誘導と言いますか、そういったことを期待をいたしまして、ここには加入をいたしまして負担をしている状況でございます。 それから、この福岡県物産振興会と言いますのは、県内の中小企業者が生産する物産の紹介とか宣伝、販路の開拓とか品質向上をすることを目的に設置をされている団体でございます。会員が、210ほどの中小企業がございます、本町から3つの事業所が加盟をされております。 そういうことで、それを支援するというようなことで、これに加盟をしているということでございます。 それから、観光関係の団体がですね、上から4つございます。 確かに筑後地区の観光協議会、それから福岡県の観光推進協議会、組織が別々でございますけれども、それから県の観光連盟ですか、これも観光推進という意味では同じでございますけれども、特に、県の観光連盟というのはですね、これは公益法人でございます、観光事業者等が特に力を入れてやっておられる団体でございます。 いずれにしても、これらの団体については、従前から本町は入っております。失礼しました。朝倉広域観光協会もですが、この4つ、従前から入っております、先ほど申し上げましたみなみの里、あるいは平和記念館ができたから入ったというものではございません。 何もお付き合いというものではございませんで、従前から入っておりますけれども、今後、特に観光振興には力を入れなくちゃいけないという考えを持っておりまして、今後におきましても、これらの団体には加盟をしていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
委 員 長	金子委員
金子委員	予算書の42ページの2款1項26、7に関連して質問します。 今まで26目の女性センター費より27目の男女共同参画推進費となったわけでございます。

	施設の名前もリブラやったと思いますが、そう変ったところでございますが。以前は女性に重きを置き事業をされていたと、こう思うわけですが、何かそれが、こう変わることにによってでも、事業内容がよく見えません。今年度どのような事業内容に変ったのか、質問します。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 そもそも女性センターから男女共同参画センターへ施設の名称を変更することにいたしました。 端的に申し上げまして女性センターの名称ではですね、男性が入りにくい、使いづらいということもございました。そういったこともありました。 それと併せまして、女性センターは従前から男女共同参画に関する事業も行っておりまして、そういったことで、今回ですね、これやったら男女共同参画センターに名称を変えようということで変えたものでございます。 したがって、先ほどご紹介申し上げましたとおり、11の主催事業をやりますけれども、内容的には従前から、そう内容的には変わっておりません。 ただ、今後におきましては、先ほど申し上げましたように、本当に男女が使いやすい、親しみやすい、そういった施設にするということで、こういった名称にしておりますので、そうなるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。
委 員 長	金子委員
金子委員	男女共同参画の推進というようなふうになるとするならですね、この事業対象者がですね、生涯学習課と同じ事業と思われるようになって来るわけですね。 そうすると、あえて企画課に設置する必要があるのかというところをですね、私は考えますが、ちょっと質問します。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 確かにご指摘のことはございますので、生涯学習課ともよく、そういった調整をいたしまして、そういった主催事業なんかはやっているところでございます。 特に男女共同参画センターになりまして、就業支援というのが大きなですね、生涯福祉センターではやっていないものでございます。 特に資格を取得するですね、調剤薬局の事務とかその他の就業支援の講座も行うようにいたしております。 とにかく生涯福祉センターと競合しないような事業を、24年度は開設をする考えでありますので、その点ご理解をよろしくお願いいたします。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	38ページですが、2款1項、19節負担金補助及び交付金、ここで広域圏事務組合一般管理費負担金、それと市町村会館運営費負担金というのが出ておりますが、これは、広域圏への負担金だと思いますが、消防を除いて精算と言いますか、解散の方向で動いていたと思います。 それで、今年度またこのような負担金が発生しているわけなんです、これは、今後どのように経緯を辿っていくのか、ずっとお付き合いじゃないですが、やっていけないのか、お尋ねをいたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 広域圏の組織の在り方につきましては、議員ご指摘のとおり、従前は消防、救急に特化した組織に再編をするという方針で来ておりました。 これにつきまして、その後ですね、理事会等でいろいろ協議がございまして、その

	方針が変更されました。 そうしまして、今まで共同事務としてやってきたものをですね、さらに継続してやっていくと。いわゆる消防、救急以外に、1つ目が救急医療関係の業務、それから無料の法律相談、これらについては引き続き共同事務としてやっていくというような、そういったことが決定をされております。 これに合わせまして、市町村会館につきましても、当面は市町村会館の事務局をあそこに構えて活用していくと。 ただしこれにつきましては、今年の9月までに有効な活用策、利用策を検討するようになっています。それを踏まえて、いわゆる市町村会館をどういった処分をするのかというのが決められるようになっています。 具体的に申し上げますと、今までどおりあそこを広域圏の財産として、財産と言いますか、市町村会館の事務所として活用するのか、それとも全く違ったですね、例えば、例えばでありますけれども、民間にすべてを貸し出しをして活用する、そういった活用をするのか、そういったことを、9月までにそういった検討を担当課長会等でまとめまして、それを基に理事会等で検討されるということになっています。 したがいまして、24年度中におきましては、市町村会館はこのまま、今のような使用状態になっていくと思います。25年度以降については、まだ分かりませんがですね、そういったことですから。 そういったことで、消防、救急に特化した方針が変更になりまして、それ以外の先ほどご紹介申し上げました共同事務をですね、引き続き広域圏の業務として継続をされていくということが決まっております。以上でございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	いつの間にか変更になっているような状況で、町長、理事でもございますので、町長の思いと言いますか、今後どういうふうに筑前町として、この件をやるべきなのかという、お考えをお持ちであれば伺いたいと思います。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 広域圏の事務遂行にあたりまして、まず、企画担当課長会で素案を叩きます。その後、副市長、副町長ですね、さらにその素案について、幹事会という会議の中で十分な協議をいたします。 その上での提案されたものを、私どもが理事会で、3人でございますけれども、意見を交換して、決議していくというような手法でございます。 基本的にですね、行政改革の一環として広域圏事務については、基本的に解散を目途として進めてまいりました。 しかしながら消防業務だけはですね、やはり一部事務組合としてこのまま継続すべきであろうというのが基本的な姿勢でございます。これは変わっておりません。 その他大きな業務でございました教育委員会事務、これについては、それぞれの市町村で分担してやるということで、この事務は広域圏から外されました。 そういったことで、大まかなものは解散のほうになっているんですけれども、どうしても救急医療業務と消防業務だけは、やはり団体で、3自治体でやっていくべきが得策ではないかというのが、当初の方針からの一部変更でございます。大方は、当初の目的どおり進めていっております。 その中で消防業務は、平成17年度から行財政改革をやっているということで、様々に議論がなされました。そして、やはり朝倉、杷木は統廃合すべきだと、西部分署は充実すべきだと、これが行財政改革の方針ということが決定されました。それに向かって進んでいることは事実でございます。ただ、実施時期がズルズルとわいてい

	るということでございます。 本来ならば平成23年度には統廃合いたしまして、西部分署も改築なりをいたしまして、増員をやるというのが当初の計画でございましたけれども、その計画がずれ込んでいるということでございます。 私ども筑前町としては、ぜひ、この行財政改革を一刻でも早く進めまして、西部分署を充実したいという基本的な考え方で臨んでおります。 当然、そういった意見を理事会の中でも、私は発しております。 しかしながら相手があることでございまして、朝倉市の事情があつて、なかなか朝倉、杷木の統廃合が、なかなか順調に進まないということでございます。 それでもうちのほうも、今回の負担金の増額の問題もございました。それも含めまして、ぜひ時期を決めて、この結論を出していきたいということで、24年度中にこの方針を朝倉市のほうに出していただきたいということを理事会で発言し、そのことについては、朝倉市長も了解をいただいたところでございます。当然、その場には東峰村長も同席でございます。 それが1点でございます。 消防につきましては、そういったことで、24年度に朝倉市の返事を待ちたいという考えでございます。 それから、市町村会館の今後の取り扱いにつきましては、基本的に17年度以降の行財政改革の中では、ぜひ朝倉市の属地にある施設でございます。 朝倉市が最優先する政策の下で活用していただく分については、東峰村、筑前町、異存がないというふうなふうに預けておりました。 ところが、朝倉市のほうでも、こういった施設は、やはりこの3団体で、利用についても考えるべきではないかという提案がなされまして、そういったことであれば、財産として我々も、共有する財産として考えていこうということになりまして、今年の9月いっぱいを目途に、課長会で方針を出す。それを受けて、年度内ぐらいにですね、在り様について結論を出したいというふうなことで、これは、朝倉市長も同じような考えで進めているところでございます。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	甘木朝倉地域ということで、いろいろ事情があるというのは、今の説明で分かりましたけれども。 くれぐれも筑前町の不利益、あんまりこういうことを言っちゃいけないかもしれませんが、その部分、不利益にならないようにですね、しっかりとやっていただきたいことを申したいと思います。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	46ページです。 32目公共交通活性化対策事業の13節委託料なんですが、福祉バスは三並まで通っています。デマンドタクシーを櫛木、三箇山に回すということですが、バスを回したほうが、経費的には安いのではないかと思いますのですが、その辺の算定はしてありますでしょうか。
委員長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 どうしてもダイヤが組めないという事情がございます。 本当はですね、全区間を、櫛木、坂根につきましても、コースに入れたいわけですが、そういった事情で入れられないということでございます。
委員長	河内委員
河内委員	経費的にはどうなんですか。

委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 デマンドタクシーの場合、タクシー代でございますけれども、櫛木までの往復で5,140円、これは1台当たりですね。坂根までが2,100円でございます。当然、これだけの経費がかかるわけですから、先ほど来申し上げておりますとおりですね、福祉バスのコースに入りたいという思いがいっぱいあります。 今のところですね、非常にこの両地区につきましては、利用者が少ないということがございます。以上でございます。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	84ページのプレミアム付商品券の補助金について、お尋ねいたします。 3,500千円の計上がなされておりますが、町全体の商品券の売り上げはどのくらいありますか、お尋ねをいたします。
委 員 長	これは、農林商工課でありますので、そのときに質問をお願いしたいと思います 田中委員
田中委員	46ページの32目の福祉バスの件でございますけれども、先日、全協のうちに、めくばーとコスモスプラザの休みのときに、経費が削減になるということでございましたけれども、その分の反映がなされているかということと、買い替えについてが本年度はないと思いますけど、今後についてお願いしたいと思います。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 1点目の件でございますけれども、前回の全協で、月曜日は運休するということをお願いしました。 これに関します予算につきましては、これはそこまでは見ておりません。これは、今までどおり、全日運行のところの経費を計上いたしております。 それから、2点目が買い替えの件でございますけれども、これにつきましては、現在のマイクロバス、大体20万キロ程度、2台とも走っております。 車の業者あたりに聞きますと、ディーゼルであれば30万キロぐらいは大丈夫だということも聞いております。 しかしながら、当然としましてですね、いつ故障するか分からないような状況がございます。 そういうことがございますけれども、まだこの福祉バスにつきましては、はっきりとした方向が決まっておりません。 片やマイクロバス2台まで運行できる状況にあるということもありますし、そうしたきちんとした確固たる本町の方針が決まっていない段階で、買い替えをするということにつきましては、慎重に判断をしてみたいと考えております。 そういうことで、24年度、現時点では買い替えは考えていないということでございます。以上です。
委 員 長	田中委員
田中委員	ありがとうございます。 マイクロバスの関係でございますけれども、1台のマイクロバスがですね、非常に足回り等が悪く、かなり危険な状態であったと、事故が起こりそうだったというふうな状況も確認しております。 その中で、車検等の考えですけれども、足回り等は非常に大事でございます。 餅は餅屋といったふうなトラック関係の車検場に出すなり、そういうふうなことをやらないとですね、人を乗せて走るもんですから、安全性に落ちると思いますけれども、今後どんなふうにお考えですか。

委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 きちんと法定点検ですね、3カ月に1回、これを受けておりますので、大丈夫と思っています。
委 員 長	田中委員
田中委員	それはもう当たり前です。 当たり前なんですけれども、そういうふうな状況があったと思います。 その点どんなですか。
委 員 長	車の関係については、財政課ですので、次に、財政課の説明がありますので、そこで再度お願いしたいと思います。 久保委員
久保委員	資料1の12ページ、2番目の公共交通利用促進事業で約20,000千円出ておりますが。 先日石櫃のバス停の駐輪場整備していただきました。本当に環境整備と安全・安心が大きくなったと喜んでおります。 そういう中で、先ほど簡単に説明がありました、この約20,000千円の事業費、駐輪場が3カ所と土地の買収が1カ所ということでございますが、説明をもうちょっと詳しく、場所の説明をお願いします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 西鉄の路線バス、386沿いが2カ所ということ、これは新設でございますけれども、山家道ですね、それと朝日ですね、もう1カ所が甘木鉄道の高田駅、これは増設でございます。 以上の3カ所を考えております。以上です。
委 員 長	久保委員
久保委員	私の一般質問の中ではございますが、先日から住民の声もあって、当所の駐輪場の整備、これをお願いをしておりました。未だに交差点に10台ぐらいですかね、いつも停まっております。たまには倒れたりして、交通の危険性があるわけでございます。 当所の駐輪場の考え、そして今後、あとどのくらいで駐輪場の整備が終わるのか、その辺の説明をお願いいたします。
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 久保委員ご指摘の、当所でなく栗田と思いますので。 栗田もですね、この駐輪場の整備計画の中に入れておりますので、計画では25年度にやる計画でございます。以上です。 (「あとどのくらいで全部終わるのか。」の声あり)
委 員 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 25年度、あと2カ年で終わる予定でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、企画課を終わります。 次に、財政課の予算説明を求めます。 財政課長、当初に、先ほどの田中委員の回答をお願いしたいと思います。
財政課長	先ほどのマイクロバスの車検の問題でございますけれども。 公用車につきましては、車検整備をしたいという業者の方を登録していただいて、車検整備を行っていただいておりますけれども。

	その中でも、マイクロバスをできるところは限定をしております。そのところにマイクロバス、大きな整備工場でございますけれども、そこに車検整備は依頼をしておりますのでございます。 それでは、財政課説明を行いたいと思います。 予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。 29ページの2款1項1目一般管理費の1節報酬の中に90千円程度、指名競争入札参加資格審査会及び公有財産利用計画審議会委員の報酬を計上しておりますのでございます。 同じく30ページでございます。30ページの需用費に、消耗品が若干大きゅうございますが、7,930千円程度でございますけれども。 内7,600千円程度は共通一般事務用品ということで、コピー用紙、トイレットペーパーなど、あるいはこれを各学校を含む、町全体の共通消耗品を計上しておりますのでございます。 31ページでございます。 14節に複写機使用料それから複写機借上料、これにつきましては、本庁の印刷室にあります複写機、それと財政課の複写機分でございます。 それでは、32ページをお開きいただきたいと思います。 3目財政管理費、本年度予算額57,087千円でございます。昨年比1,288千円の増となっておりますのでございます。 これにつきましては、財政課の職員でございますけれども、育児休業職員の復帰によります人件費の増が要因でございます。 33ページの13節の委託料でございますけれども、3,155千円計上しておりますが、これにつきましては、公会計財務処理4表の作成支援と公有財産管理システム更新委託費でございます。以下の経費については、一般的な経常経費でございますので、省略をしたいと思います。 次に、7目の財産管理費でございます。本年度予算額90,614千円、前年対比9,049千円と大幅な減でございます。 これにつきましては、育児休業職員の復帰によります一般非常勤職員報酬の減、さらに昨年は本庁舎とコスモスプラザともに空調関係の大きな修繕工事がございましたけれども、この減によります減が要因でございます。 この財産管理費でございますけれども、本庁舎、コスモスプラザの維持費用、それと公有建物の保険料、公用車の保険料等を、それぞれの節に、23年度決算見込みを基に予算計上をしております。詳細な説明は省略をいたしますけれども、34ページの町有地不動産鑑定委託料及び町有地測量委託料については、23年度補正予算（第4号）でも説明を申し上げましたように、山隈区にあります旧寿団地跡地について、民間保育所建設は原地蔵のほうにいきましたけれども、今現在、山隈区において山隈区の公民館用地とかいろいろ協議がされております。 その関係で、当然、町としては測量もしなければいけませんし、山隈区が解体申し出等があればですね、鑑定もやらなきゃいかんということで、ここに予算を計上しておりますのでございます。 次に、8目の財政調整基金費から35ページの19目そつたく基金費まで、元金積立の主なものは、9目の減債基金費に40,000千円、11目にまちづくり自販機、プレミアム分、20%分でございますが、1,920千円、15目に太刀洗通信所の交付金11,000千円を積み立てるものでございます。 利子は総額32,925千円を、元金案分して積み立てるものでございます。 次に、20目総合支所総務費でございます。本年度予算額17,742千円、前年比1,049千円の減となっております。
--	---

	主な増減でございますが、２３年度は空調機工事費の減がございました。そして今年度は、耐震診断委託料の増ということで、減ということになっております。 この目でもですね、財産管理費と同様に、総合支所の施設関係の維持費用を、それぞれの節に計上いたしておるところでございます。 説明は省略をいたしますけれども、３６ページの耐震診断委託料について、説明をいたします。 一番下の段でございますけれども、昨年の３月議会、さらには９月議会、そして今回の今議会でも質問がございましたけれども、総合支所のあり方等について、一般質問等もあっております。 委員会を立ち上げて検討を行いたいという、町長が回答をしておりましたけれども、その後、執行部内でいろいろ検討をしておりましたが、やっぱり建設後約４５年を迎えようとしておりますので、まずは、耐震診断はしなければいけないのではないか。これは、法律で耐震診断はしなくてもよいとされておりますけれども、やはり使おうとすればですね、やはりこのことが大きく問題になってくるのではないかということで、今回、予算計上をしたところでございます。 １２月補正も検討いたしましたけれども、診断期間が４カ月以上かかるということでございますので、今回の当初予算に計上したものでございます。 次に、４０ページでございます。 行政情報処理費でございます。本年度予算額５３，０８６千円でございます。前年対比７６，９５６千円と、たいへん大幅な減額でございます。 これは、前年度でございますけれども、住民基本台帳改正、特に外国人登録でございますけれども、対応するためのソフト更新費用としての３１，５００千円程度、基幹系のサーバーの保守期限によりますサーバーの更新費用、これが４５，０００千円程度ございました。この減によるものが大きなものでございます。 １節から１２節は経常経費でございますので、省略をしたいと思います。 １３節の委託料でございます。これは、情報処理を行うための基幹系と、庁舎内で使います基幹系でございます。それと情報系のシステムの保守料などでございます。 ブロードバンド施設保守料はＩＲＵ契約時に基づくもので、同額が１７款の施設貸付収入として収入されるところでございます。 住基ネットサーバー更新委託料は、サーバーの保守期限が切れるために更新をするものでございます。 １４節でございます。基幹系のソフトの借上料、イントラネット、光ファイバーの電柱添架料、ウイルスソフトの使用料等でございます。 １９節は、各種協議会の負担金でございますけれども、電子自治体共同運営協議会負担金が２１６千円、これは、福電協と申しまして、２１６千円増額となっております。 これは、危機管理のために、遠隔地にバックアップするための費用でございます。共同運用する費用でございます。週１回、滋賀県を今のところ予定をしておるところでございます。 ２２節は、イントラネットの光ケーブルを添架しております電柱の移転があった場合の、ケーブル張り替え費用でございます。 次にページが飛びまして、１３２ページでございます。 １３２ページの公債費でございます。 元金１，５２６，６０６千円、説明書記載のとおり、ミニ公募債一括償還が１００，０００千円でございます。利息は３１９，９５８千円で、合計１，８４６，５６４千円を計上しておるところでございます。 １３款予備費でございますが、前年度より１０，０００千円増の３０，０００千円
--	---

	を計上しておるところでございます。 以上で、財政課の説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	132ページでございます。 最後に説明を受けましたミニ公募債一括償還金ということで、100,000千円ということでございますけれども。 償還金の利子がまとめて319,708千円ということになっておりますけれども、ミニ公募債の分は、これは、中牟田小学校の給食棟分ということで説明を受けておったと思われますけれども、このミニ公募債の償還金の利子ということで、いくらになるものか、お尋ねしたいと思います。
委 員 長	財政課長
財政課長	たいへん申し訳ございません。利子は積み上げ計算しておりますので、もうこの利子の中に一括償還分も含まれておりますので、後で調べて報告したいと思います。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	36ページです。 先ほど説明がありました総合支所の耐震診断委託料についてですが、総合支所の取り扱いについては、いろいろ議論をされておるところであります。先の方のお話の中でも、総合支所の2階が今、物置になっておると。あれについては、教育委員会の関係もありますので、そのようなものも含めたところとか、いろいろ方向性がまだはっきりしてないわけですね。 そういう中で、先ほど課長の答弁の中で、必ずしもなくてもいいというようなこともあったわけですが、国の基準と言いますか、そういうのでは。 であるならばですね、私は、まずやっぱそこら辺の、総合支所をどのように今後やっていくのか、そこら辺の方向性をはっきりしたうえでですね、耐震診断委託料4,000千円からあるわけですから、そこら辺が先ではないかというふうに思うわけですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。
委 員 長	町長
町 長	お答えいたします。 下水道事業もほぼ完了に近づいたということで、1階の事務職のスペースもかなり余裕が出てまいります。 そのことも含めまして、24年度中には事務所の配置の問題等も考えていかなければなりません。 と同時に、あれだけの支所、総合支所は非常に頑強な建物であることは間違いないと思っております。この建物を、取り壊すも1つの手法でございましょうし、活用するも1つの手法だと思っております。 ただ、活用するという議論を起こしたときに、どうしても耐震性は大丈夫なのかという議論が、当然起こり得るであろうと。 そのことで財政課等と政策会議でも議論をいたしまして、まず、耐震性を確認をした上で、そして議論に諮ったほうが、議論の進展が見えるんじゃないかということの考え方でございます。 確かに4,000千円からの多額の金額ではございますけれども、これを前提にしないと前に進まないというふうな思いでございますので、耐震性の診断をして、そして活用について、また取り壊すにしても莫大な費用がかかるわけでございます。 そのことも十分にらみながら、検討をしていきたいと思っております。多くの住民の方の意見を聞きたいと、そのように考えております。以上でございます。

委 員 長	石丸委員
石丸委員	分かりました。 耐震をやって、それを基に総合支所をどのようにやるかということだと思います。 よろしく願いしておきます。
委 員 長	川上委員
川上委員	今、石丸委員のほうから、この耐震化診断委託料については、私も質問しようと思っていたんですが、町長の答弁で理解しましたので、これはやめます。 これは質問ではございませんが、1点だけ財政課長に、備品の管理ということをお願いしたいんですが。 実は、山隈の土地の問題で、アンケート調査をやっております。そのアンケート調査のための資料、6部をですね、町のほうの印刷機にお願いしてソーターをかけようと思っていたんですが、総合支所のソーター機が故障をしておりました。 すぐ本庁のほうに行こうということで、本庁のほうに相談したわけですが、また本庁のほうも故障しておったということで、手ですね、ホッチキスで止めたという事例を聞いております。 ぜひ、そこ辺の管理をよろしく願います。以上です。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 支所については、もう使わないからという話は聞いておりましたけれども、本庁の分が壊れていると聞きましたので、十分管理したいと思います。
委 員 長	質疑が終わりましたようですので、これで財政課を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで休憩します。 1時から再開いたします。 (1 2 : 0 2)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 3 : 0 0)
委 員 長	先ほどの一木委員のミニ公募債の件で、財政課長からの発言の申し出があつておりますので、これを許可します。 財政課長
財政課長	先ほどの一木委員の質問で、ミニ公募債の利息分はいくらかということでございました。 1億円借りております。年利が1.5%でございますので、この319,958千円の中の1,500千円がミニ公募債分でございます。以上でございます。
委 員 長	続きまして、先ほどの梅田委員の嘱託、臨時職員の件で、総務課長からの発言の申し出があつておりますので、これを許可します。 総務課長
総務課長	梅田委員の嘱託職員並びに臨時職員の給与の総額というふうなことでございましたので、これは、ちょっと時間がかかりました。全課にわたるものでですね、うちのほうですべて把握しておるわけではございませんでしたので。 集計の結果ですね、23年度においては、嘱託職員が14,935,096円です。24年が14,378,217円です。減額の556,879円となっております。 それから、臨時職員でございますが、総額で5,601,350円です。24年の予定が4,507,120円です。減額の1,094,230円。 両方総計いたしまして1,651,109円の減額となっております。以上でござ

	います。
委員長	それでは、税務課の予算説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、税務課の予算の説明を申し上げます。予算書は47ページになります。 2款2項1目の税務総務費でございます。本年度予算116,639千円ということで、前年の額よりも9,364千円の増になっております。これは、職員の異動等によりまして、構成が変わったことによる増と、それから、税の過誤納金還付金という形の、この分の増額でございます。 節の説明を申し上げます。 人件費等については、説明を省略させていただきまして、11節需用費から説明申し上げたいと思います。 11節需用費565千円でございますが、この中の修繕費は、車両の車検、点検代でございます。 それから、追録代175千円につきましては、市町村税それから固定資産税、地方税の総則、そういったものを持っておりますけれども、その追録代でございます。 14節の使用料及び賃借料は、コピーの使用料と借上料でございます。今年度から使用料と借上料と区分をいたしております。 続きまして48ページ、備品購入費でございますが、158千円。カラープリンターを現在所持しておりますが、これが年数を経まして、写りの出ない部分等が出てまいりましたので、修繕が利かないということで買い替えるものでございます。 19節負担金補助及び交付金829千円でございますが、大きいものは軽自動車税協議会負担金でございます。これは、県下全市町村で構成する協議会ございまして、事務局が、福岡市が持っておりますが、軽自動車の取得あるいは廃車、そういったものの処理があった場合の情報等が、この協議会を通じて本町に流れて来るようになっておる、その事務を処理するものの経費でございます。 それから、甘木朝倉法人会への助成でございますが、これについては、租税教室を開催をさせていただいております。その部分の助成金として、3市町村で負担をしておるものでございます。 それから、地方税の電子化協議会負担金でございますが、これは、全国の市町村で構成する協議会ございまして、国税等の情報、年金の特別徴収の情報等を得ておりますけれども、その事務のための運営のため負担金でございます。 23節償還金利子及び割引料10,000千円、税の還付金でございます。 続きまして2目の賦課徴収費26,901千円ということで、前年度よりも17,471千円の減でございますが、これについては、3カ年の評価替えが終わりました。その関係での委託料等の減でございます。 まず1節の報酬でございますが、嘱託員報酬でございます。これについては2名を配置しております。昨年は1名が派遣社員ということで、年度途中から嘱託職員に切り替えた関係で、その分の増が若干ございます。 それから、11節の需用費でございますが、1,410千円のうちの印刷製本費でございますが、納付書等の印刷製本費でございます。 12節の役務費2,913千円は、納税通知書等の発行、それから申告等の催促等の切手代でございます。 13節委託料18,811千円でございますが、人材派遣委託料でございますが、これは、確定申告時におきます派遣社員の委託でございます。最大12名要請をしております。そういった関係の派遣委託料でございます。 次に大きいものは、地図情報のシステム更新でございますが、地図情報等修正が必要になってまいります。年間約800件ほど予定をしておりますが、その分の更新委

	託料でございます。 それから次の、家屋図更新業務委託でございますが、これは、3年ほど前にいたしておりますけれども、家屋の輪郭を地図に落とすものでございまして、945千円見しております。 それから、土地地目現況調査委託でございますが、これについては、農地の類似地区等の調査、それから時点修正、そういったものを今後3カ年かけて進めていくものでございまして、本年度はその初年度として、約500地区ほどございますが、それを予定をしておるものでございます。2,993千円になります。 次に、標準宅地鑑定・路線価更新業務でございますが、これにつきましては、179の鑑定地点がございます。それから、路線につきましては、2,030本の路線価がございますが、これの更新業務でございます。2,762千円でございます。 それから、49ページでございますが、eLTAX ASPサービス委託料でございますけれども、これについては、年金特徴の収納、それから年金受給者の創出、あるいは所得税のデータ取り込み、そういったものを電子化協議会を通じてやるわけでございますが、その委託料でございます。 それから、一番下の課税支援システム保守業務委託でございますが、これについては、所得税あるいは住民税の申告システムをもっております。これの保守料でございます。 以上で、税務課の予算の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	48ページの23節でございます。 償還金利子及び割引料ということで、過誤納金還付金ということで、10,000千円計上でございますけれども。22年度が確か3,000千円だったかなと、23年度が8,000千円ということで、金額が増えてきているわけでございます。 確か23年の時が8,000千円で、130件ぐらいの説明であったのかなというふうに、記録しているんですけれども。 このたびの10,000千円ですけれども、何件ぐらい見込まれてあるのか、お尋ねしたいと思います。
委員長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 この税の還付につきましては、件数よりもですね、1件当たりの金額というものが大きく影響してまいります。 特に23年度は、当初予算いただきましたけれども、当然足りないということで、予備費の充当とさせていただきまして、すでに23,000千円余の支出をしなきゃならない、最も大きいものは、4件の法人町民税、これだけで52%ほど支出するような、9,300千円から、4件ですね。そういうふうなことでございまして、件数が多いから額が多いのか、そういうことだけではございません。 そういったことで、今回の場合、ちょっと非常時の支出かなと思っておりますけれども、内容的には事業所の統合による閉鎖とか、やはり事業の収支の悪化によって、そういうふうな大きな額が出ておるということで考えております。以上でございます。
委員長	質疑が終わりまりましたので、これで税務課を終わります。 納税推進室の予算説明を求めます。 納税推進室長
納税推進室長	納税推進室の所管の予算について、ご説明いたします。

	予算書49ページをご覧いただきたいと思います。 2款2項3目納税推進費でございますが、本年度予算6,916千円でございます。前年度予算9,939千円との比較で、3,023千円の減額でございます。 主な減額の要因といたしましては、12節役務費、手数料の節でございますが、滞納処分費を行うために、登録免許税の代納をするというところで、23年度は1,574千円の予算を組んでおりました。 それと18節、24年度はございませんけれども、備品購入費ということで、公用車の購入費、1,394千円を予算計上しておりました。その分の減額が、主たる要因でございます。 それでは、節で説明したいと思いますが、ご覧のように、全体的に当室は経常経費が主でございますので、変更のある部分だけの節での説明に代えさせていただきます。 1節報酬でございます。3,809千円は、非常勤職員2名分でございます。9節、11節は経常的な経費でございますので、割愛させていただきます。 次に12節役務費でございます。1,648千円のうち手数料81千円がございしますが、これは、インターネット公売手数料の役務費の予算でございます。 13節も割愛させていただきます。 14節、12千円の予算のうち、有料道路使用料8千円という説明の項目があるかと思ひます。これは、ご承知だと思いますが、差し押さえ等は時間の問題でございます。役場から遠いところに、22年も23年も行っていたかと思ひますが、特に23年度は遠距離のほうに行き始めましたのでですね、時間の問題ですから、都市高速なり普通の高速道路を使用したいということで、平成24年度予算から予算をお願いしているところでございます。 19節負担金及び交付金でございますが、の40千円は、朝倉地区の児童・生徒に対して税の教育を行う、いわゆる租税教育でございます。会長は、当町の田頭町長が朝倉地区の会長でございまして、事務局も筑前町が持っているものでございます。その租税教育を行う1市1町1村の負担金の40千円でございます。 以上で、納税推進室の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	49ページです。 13節委託料、公売用不動産鑑定委託料、差し押さえがだいぶあっていると思うんですが、ここ2、3年の推移とか分かったら、24年度、本年度は何件を予定されているのか、お尋ねします。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	現在、手元には細かな数字の資料を持って来ておりません。 実は、今日の午前中で、2月分の毎月の例月監査の資料を作ったところでございます。 差押えの件数、いわゆる預金の差し押さえと銀行差し押さえ、主なものはその2つがございしますが、件数的にはですね、ここに議員の中に川上議員が監査委員をされておりますが、22年度よりも件数も多ございます。金額も上がっております。 2月末で約、昨年の、22年度の23年2月末ですか、でしますと、預金と差し押さえの、5月からの積み上げでございますが、7,000千円弱ですかね、額的には差し押さえ額は上がって来ております。 ただ、今、確定申告、先ほど税務課から説明がありましたが、昨年確定申告がですね、3月、4月で3,000千円から4,000千円近く確定申告の還付が上がって

	きておりました。 現在うちも確定申告の還付分は常に、税務署に発送する前にチェックを入れているわけですが、非常に少のうございます。件数も少ないし、額も何千円から1万とかいうような額になっておりまして、昨年のような確定申告の還付は見込めないと思っておりますので、いわゆる滞納処分として全体の額は、ほぼ例年以上にいくと思いますが、給与と預金の差し押さえの額的には、確実に前年度を上回る額、数百万、5、600万は確実に上回っていくんじゃないかと推定しております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	給与の差し押さえは、収入の2分の1までですか。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 給料の何分の1とかいうことじゃなくて、いわゆる言葉は悪いんですけども、生活保護という算定の基礎はあるかと思います。例えばお1人の住まいの場合とかですね、扶養、子どもがいたら何人ということで、最低で、あとは扶養で何人、何人と。それを全くその準用でやって計算しますので、例えば給料が10万であって、家族が、子どもさんが何人かおられたら、その計算でいったら、ほとんど給与の差し押さえはできないような方も、現実的にはあるかと思います。 その計算でいって、例えば3万なり5万なり余裕が出るという計算に基づいて、あとは会社と本人の相談になりますが、5千円なり1万とかですね、そういう相談を企業担当者と相談しているわけでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで納税推進室を終わります。 住民課の予算説明を求めます。 住民課長
住民課長	住民課と人権・同和対策室でございます。 住民課のほうから説明させていただきます。 予算書の49ページをお願いいたします。 下のほうです。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算65,671千円、昨年と比較しまして3,580千円減額となっております。 主なものだけ説明させていただきます。 1節報酬、これは、嘱託職員3名と、それから職員の育児休暇代替で1名、5カ月分を計上させていただいております。 次に、50ページをお願いいたします。 9節旅費、費用弁償218千円、これは、嘱託職員の通勤手当に相当する分でございます。 次に、11節需用費、消耗品費、このうちの400千円は、戸籍関係等の書籍の追録代でございます。 次の12節役務費、手数料30千円、これは、電子証明書発行手数料で、500円の60件分を計上させていただいております。 13節委託料、これは、機器の保守委託料でございます。 それから、14節使用料及び賃借料、これも機器の借上料とか使用料でございます。 19節負担金補助及び交付金、昨年と同額でございます。 続きまして、人権・同和対策室の分を説明させていただきます。 予算書の56ページでございます。 下のほうですね、3款1項2目人権対策費、本年度予算13,263千円、昨年と比較いたしまして894千円の減となっております。

	主なものだけ説明させていただきます。 1 節報酬、人権施策推進審議会委員日額報酬でございますけれども、昨年は2 回計上させていただいておりましたけれども、2 4 年度は1 回分を計上させていただいております。 それから、8 節報償費、これは、同和問題啓発強調月間の講演会及び各種研修会の講師謝礼でございます。 飛びまして5 7 ページの1 1 節需用費、この一番上の人権の花運動消耗品費8 1 千円、2 3 年度は三並小学校の3 年生を対象に実施いたしましたけれども、平成2 4 年度は中牟田小学校の4 年生、約7 0 名を対象に実施することとしております。 それから2 つ飛びまして、印刷製本費1, 1 1 6 千円、これは、全世帯に配布しております人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」の印刷と、それからポスター、チラシ等でございます。 次の1 9 節負担金補助及び交付金、昨年とほぼ同額でございますけれども、一番上の同和事業促進費補助金、これが1 1 0 千円ほど増えております。次の、朝倉地区同和对策推進協議会負担金、これが6 1 千円ほど増えております。 この額につきましては、朝倉地区の3 市町村で協議されて、決定されているところでございます。朝倉地区全体での総額は昨年度と同額でございますけれども、3 市町村の負担割合、平成2 4 年度からは平成2 2 年の国勢調査の人口で人口割が計算されます。そういうことで、人口減少の少ない本町は負担増となったものでございます。 2 3 節の償還金利子及び割引料、これは、過年度分、専修学校貸付金返還金ということで、滞納者からの平成2 3 年度に返された分、2 名ですけれども、その分を県へ返還するものでございます。 続きまして、3 目隣保館運営費、本年度予算1 6, 9 5 9 千円、昨年と比較しまして、1, 1 9 9 千円の増となっております。 主なもののみ説明させていただきます。 平成2 3 年度と事業規模は同じでございます。ということで、主なものだけということで、平成2 4 年度は公用車の車検があります。 そういうことで、1 1 節需用費の修繕料、それから1 2 節役務費の自動車自賠責保険料、及び一番最後の2 7 節公課費の自動車重量税を計上させていただいております。 それから、1 3 節の一番下になります。隣保館大規模改修工事設計委託料2, 7 5 3 千円を計上させていただいております。 これにつきましては、現在の町立隣保館、昭和5 6 年度に建設されまして3 0 年が経過しております。 ということで、屋根や外壁の傷みが目立っております。部分的にはモルタルの落下等が心配されるところもあります。 また、内部のトイレ等も傷んでおりますので、平成2 5 年度に大規模改修の計画を予定しております。 そういうことから、改修箇所とか費用を把握するために積算を委託するものでございます。以上です。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 梅田委員
梅田委員	お尋ねですが、夜間の窓口サービスを行ってあるんじゃないかと思いますが、現状をお伺いしたいと思います。 利用者予定数とか時間外手当等をお尋ねいたします。
委 員 長	住民課長

住民課長	お答えいたします。 手元に資料を持って来ておりませんが、合併してから、ずっと今まで利用は少なくともなっておりません。
委員長	梅田委員
梅田委員	資料がなくて、お答えがあまり詳しくできないんだと思いますので、後ほどぜひ資料を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員長	後で調査のうえ、報告をお願いします。 河内委員
河内委員	予算書の57ページです。 1項社会福祉費、2目人権対策費の中の19節負担金補助及び交付金ですが、解放同盟に対する補助金、昨年より110千円増えたということですが、なくしていかないといけないと思うんですが、増えた理由を教えてください。 それともう1つ、23節償還金利子及び割引料、過年度分専修学校貸付金の返還金、2名分という説明でしたが、他に過年度残っている人数と金額を教えてください。
委員長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 19節負担金の同和事業促進費補助金でございますけれども、増えた理由は、先ほど申しましたように、朝倉地区全体では金額は同じでございますけれども、この計算に人口割があるわけですが、それが平成24年度からは平成22年の国勢調査の人口を使われます。 よその朝倉市も東峰も減っております。筑前町が一番人口が減ってないと、減少はしておりますけれども、減っていないということで、負担が110千円増えているところでございます。 それから、この補助金についてでございますけれども、昨年9月の決算審査特別委員会での回答と重複するかと思います。 この額につきましては、朝倉地区の3市町村で構成する朝倉地区人権・同和対策推進協議会、会長は朝倉市の市長でございます。で、決定されております。 確かに同和対策関連法は平成14年3月をもって失効しております。ただ、同和問題の解消には至っていないのが現実でございます。 見られた方もあるかと思いますけれども、2、3日前の新聞にですね、福岡市での差別落書き事件が掲載しておりました。残念なことに本町におきましても、差別事件が起きているような状況でございます。 そのようなことから、今後の朝倉地区における人権教育や啓発のあり方について、朝倉地区人権啓発情報センター、これは仮称でございますけれども、の設立を含めまして、協議していきたいと考えております。 それから、件数でございますけれども、滞納が1名と現年分が1名で、2名でございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	最初の質問の2問目です。 センターの設立はいつ頃を予定しているのか。 それと、2つ目の質問の、滞納分の金額も教えてください。
委員長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 朝倉地区人権啓発情報センター、仮称でございますけれども、これにつきましては、数年来いろいろ協議してまいっております。広域圏とか定住自立圏構想、それから広域法人等での設立を模索しております。

	ところが、いろいろ法とかの改正がありまして、公益法人等が無理ということで、現在のところ、これといったものがなくて苦慮しているところでございます。 現在、一部事務組合とかに、協議会の方式での設置を検討しておりまして、本来23年度中に一定の方針を出すつもりでございましたけれども、そういうことで、困難でございましたので、24年度引き続き検討していくようにしております。 それから、先ほどの金額でございますけれども、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。
委員長	2番目の質問については、後で回答をお願いしておきます。 質疑が終わりましたようです。 これで、住民課を終わります。 健康課の予算説明を求めます。 健康課長
健康課長	健康課でございます。 健康課につきましては、54ページから74ページまでということで、かなりページ数が飛びますけれども、中が飛び飛びになりますので、よろしく願いしたいと思っております。 まず、54ページをお願いしたいと思います。 3款1項1目で社会福祉総務費ですけれども、ここにつきましては、健康課分につきましては、人件費のみですので省略をさせていただきたいと思っております。 次に、56ページの操出金でございますけれども、この節につきましては、財政課担当になっておりますけれども、すべてが国保に対するものということで、説明をしておきたいと思っております。 28節操出金が372,523千円ということで、対前年比にしますと、0.1%の減でございます。 ただ、昨年同様、国民健康保険への法定外繰入を2億円計上いたしております。 その他の操出金につきましては、法律により定められているものですが、まず、国保基盤安定負担金につきましては、保険者支援分ということで、低所得者が多い保険者を支援するものと、保険料軽減分でございます。 その他の操出金につきましては、カッコ書きのとおり、人件費相当額の給与費分、出産一時金に対する分、財政安定化支援につきましては、被保険者の応能保険料の負担能力に対する分、病床数が多いことの影響に対する分、高齢者が多いことによる影響分に対するものでございます。 次に、58ページでございます。 58ページ、4目は、国民年金費でございますけれども、ほぼ昨年同額でございます。 次に、59ページからですけれども、5目老人福祉費で、60ページ、19節、後期高齢者医療給付費負担金でございますけれども、これは、広域連合の試算に基づいて計上しておりますけれども、1.4%の伸びになっています。 また、この節の中には、健康課分としまして、はり・きゅう・マッサージ施術費補助金があります。 次に、28節ですけれども、これも財政課の所管でございますけれども、広域連合の試算に基づき計上しておりますけれども、2.9%の増で、後期高齢者医療特別会計への操出金となります。 次に、62ページでございます。 7目重度障害者医療対策費の20節扶助費でございますけれども、医療費の支払いに充てる分でございますけれども、実績を参考に計上していますが、23年度から支払いが減少しているというようなことで、10.5%の減で計上いたしております。

	次に、8目ひとり親家庭等医療対策費でございますけれども、これの20節扶助費も医療費の支払いに充てる分でございますけれども、19年度をピークに年々減少しておりましたけれども、昨年ぐらいから少し安定してきたというようなことで、対前年同額を計上いたしております。 次に、68ページでございます。 68ページ、5目児童措置費ですけれども、この目は、こども課との共有をしております。健康課分につきましては、子ども手当に関する分でございます。 1節嘱託職員報酬は、子ども手当担当の嘱託職員の分でございます。 9節旅費で70千円、11節需用費で224千円、12節役務費の通信運搬費で1,094千円。この通信運搬費につきましては、子ども手当の個人通知分でございます。 13節委託費、子ども手当システム保守委託料114千円と、20節扶助費が健康課分になりますけれども、20節扶助費の子ども手当費は、23年の3月分までしか、まだ正式な国の決定はいたしておりません。 今の制度に、今、政府案として言われています所得制限が行われるものとして、計上をいたしております。対前年比にしまして、20.3%の減でございます。 次に、69ページ、6目乳幼児対策費でございます。 乳幼児医療費は、高額な医療費の影響もあり、22年度から23年度で36.5%の増額をしていましたけれども、対象者数も限られていることから、これ以上の増加は考えにくいということで、対前年と同額を予算化しております。 緊急な状況が発生した場合には、補正等をお願いをしたいというふうに思っております。 次に、4款ですけれども、4款につきましては、説明の欄を分かりやすくするために、細分化をして計上しております。 合算して計上したものもありますけれども、また、目の変更も行っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。 4款1項1目保健衛生総務費は、1節報酬が新設されていますけれども、4款1項4目から移設しています。育児休暇の職員の代替分と、事務職の嘱託給でございます。 次に、次ページをお願いしたいと思います。 次に、19節でございますけれども、23年度まで救急医療事業負担金として上げていたものを細分化し、休日夜間急患センター運営管理費負担金、在宅当番医制事業費負担金、病院群輪番制事業費負担金、歯科休日急患診療事業費負担金に細分化しております。 小児救急事業費負担金は、休日急患夜間センター運営負担金に含まれています。これは、医師会病院に委託しておりますけれども、委託費の交渉を一本化して行っておりますので、合計して計上しております。 運営につきましては、保健医療の収入が年々増加しているというようなことで、金額的には1,572千円ほどの減額になっております。その他は、ほぼ昨年同額でございます。 次に、72ページをお願いしたいと思います。 4目健康推進費でございますけれども、8,800千円ほどの減額になっていますが、主なものとしては、嘱託職員の報酬を1目保健衛生費に移したことで、去年は緊急雇用で予算化していたものが、減額の大きな要因でございます。 7節で賃金では、高齢者予防教室賃金としまして、老人クラブの会合などで、今、血圧測定などを保健師が行っておりますけれども、行けないこともしばしばございますので、雇い上げを行いながら派遣したいというようなことで考えております。 8節報償費で、健康相談謝金というようなことで、昨年までは医師に依頼していました心の相談を、精神保健福祉士に変更し、回数と時間を増やせるように計画をして
--	---

	おります。 次に、13節委託費でございますけれども、昨年から11,000千円ほどの減額になっておりますけれども、これは、インフルエンザの予防接種が、23年度の当初予算の段階では国の方針が間に合わずに、若年者分も委託費として計上していましたが、若年者が定期接種から外れたため、委託費としての支出ができなくなりまして、23年度は流用で対処しましたけれども、24年度分につきましては、当初より19節の負担金、補助金に計上したためでございます。両方合わせまして1,733千円ほどの減額になっております。 委託費の他の分としましては、子宮頸がんの予防接種委託料は、23年度の最終補正から見ますと、9,700千円ほどの減額になっています。 23年度につきましては、各年齢間で平均的な接種を予想していましたが、ワクチンの不足や国庫補助の継続性が明確でないというようなことから、受けられるうちに受けておこうとの考えだと思いますけれども、接種者が急増をしました。 結果としまして、対象者が24年度には減少するというようなことで、減額をいたしております。 がん検診委託料につきましては、23年度の実績から見ますと、10%ほどの伸びを見ています。 次に、女性がん検診につきましては、3,000千円ほど増額をしています。 23年度、レディース検診などが好評で、24年度からはレディース検診で、特定健診からすべての検診を受けられるような態勢を取ろうということで、伸びが期待できるというふうに考えております。 次に、74ページでございますけれども、6目そったく基金事業費でございます。これは、昨年6月の補正で新設した目でございます。 23年度、3地区の実施がありましたけれども、24年度には10地区程度の増を見て予算化をしております。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	68ページです。 68ページの5目児童措置費の中の20節扶助費、子ども手当、所得制限ができるものとして計上しているというお話でしたが、税金は16歳未満が扶養から外れて、税金の高い人は扶養控除もできないし、子ども手当も貰えなくなるということになるわけですか。 それともう1点、70ページです。19節負担金補助及び交付金の下から4つですね、細分化したという説明でしたが、病院群輪番制事業というのはどういう内容か教えてください。
委員長	健康課長
健康課長	まず、2問目のほうからお答えしたいと思いますけれども。 病院群輪番制と申しますのは、救急の、救急車で運ばれるような救急の場合でございますけれども、今、朝倉地区に4病院の指定がございます。その病院が、必ずその日は救急の受け入れができるようにしておくということで、回っていく制度でございます。 ちなみに病院としましては、医師会病院、甘木中央病院、朝倉健生病院と香月病院がございます。 それと1問目の、所得との関係でございますけれども、税務のほうはですね、ちょっとあまり詳しくございませんけれども、今、言われています所得制限につきましては、扶養者数が0人の場合、1人の場合、2人の場合というようなことで、段階的に

	所得制限が設けられるということになっており、今のところそういうことで私どもは聞いております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	そういう制度に変わった場合ですね、今、今年度から税金の申告のときに、16歳未満の人は扶養控除をつけられないんですね。 所得制限でかかった人はそれもできなくなるんですか、そっちのほうも一緒に変えていくんですか。 扶養控除ができる、所得制限で子ども手当を受け取れなかった人は、扶養控除がつけられるように変わるのかどうか、お尋ねします。
委員長	今の件については、調査をされて、次回報告をお願いしたいと思います。 質疑が終わりましたようですので、これで健康課を終わります。 先ほどの梅田委員と河内委員の、夜間窓口の関係、専修学校返還金の件で、住民課長からの発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 住民課長
住民課長	先ほどの梅田委員のご質問でございます。 木曜日の窓口延長の件数でございます。 21年度が、総合支所と本庁と合せてでございますけれども、来庁者が417名、件数、1人で住民票と印鑑証明とか取られますので、件数としては632ですね。 22年度が380名、件数で566件です。 23年度、3月8日の分までですけれども、来庁者が364、件数で566でございます。 本庁と総合支所の割合でいきますと、ほぼ同じぐらいですけれども、本庁のほうが少し増えておりまして、総合支所のほうが減っている状況でございます。 それから、河内委員の専修学校等貸付金の状況でございますけれども、滞納分が640千円、そして現年度分、お2人ですけれども、170千円です。それから、納期未到来分が、合わせまして627,320円。合計で1,437,320円の状況でございます。以上です。
委員長	両方とも2回ずつ言っておりますので、あと1回認めます。 梅田委員
梅田委員	今、2回言っておりますということでございましたが、2回目の質問のときにはですね、資料もきちっと準備がなされてない中でございましたので、2回質問させていただけたらと思いますが。
委員長	分かりました。2回どうぞ。
梅田委員	今、報告を受けたわけですが。 じゃあ今年度はですね、同じような事業内容でやられるんだろうと思いますが、利用者予定数また時間外手当等というのは、どのように予算を組まれておりますでしょうか。
委員長	住民課長
住民課長	時間外手当につきましては、総務課の人件費のほうで見ていただいております。
委員長	総務課長代理
総務課長代理	お答えいたします。 時間外手当につきましては、先ほど総務課のときに総務課長が申しましたように、人件費総額、約6%を計上させていただいております。 その中で、この夜間窓口の関係も対応させていただいておりますのでございます。 以上です。
委員長	梅田委員

梅田委員	それは分かっているんですが、この夜間窓口サービスにどれだけ充当されているのかということをお伺いしたかったんです。 それと今年度は何人の方を利用者予定としてされているのか、組まれているのかですね、そういったことも含めて説明を求めたいと思います。 そして、また今後ですね、若干本庁と支所等が、本庁のほうが多くなりつつある中で、利用者が少し減って来られているのかなというふうに判断しますので、この夜間窓口、これ十分サービスとしては必要だろうと思います。住民サービスの向上からすればですね。 ただ、こういう状況の中で、今後費用対効果等も含めて、どういうふうに考えていかれるのかということをお尋ねしたかったわけですので、また後ほどいいですので、説明をお願いいたします。
委員長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 今後、来庁者の予定でございますけれども、これは、木曜日の7時まで実施しているということですね、やはりそういうことを町民の方も意識されておりますので、必要なときに来られるということで、うちのほうとしては、何名来られるとかの状況は把握しておりません。 この木曜日の延長ですけれども、確かに2カ所ですしておりますので、効率的、無駄な部分もあるかと思います。 ただ、今までしておりますので、片一方、総合支所のほうをやめるということにはならないのかなというふうに思っております。 曜日を変えたりすればですね、住民の方の、週2回、7時まで受けられるということも考えておりますので、より良い方法を検討させていただきたいと思っております。
委員長	河内委員
河内委員	滞納分の件でお尋ねします。 1名で640千円、これは、いつからの分で、全額返済の見込みはあるのかをお尋ねいたします。
委員長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 滞納分の640千円ですけれども、何年度からの分は調べてきておりません。 現年分がですね、170千円ということで、納期末到来がありますけれども、これは、33年の4月分までの報告でございます。
委員長	それでは、福祉課の予算説明を求めます。 福祉課長
福祉課長	それでは、福祉課の予算を説明申し上げます。 予算書の54ページをお願いいたします。 3款1項1目社会福祉総務費でございます。489,431千円でございますが、この中の人件費と健康課事業分を除いた福祉課分といたしましては、50,962千円でございます。これは、前年比6,825千円の増ということでございます。 これにつきましては、24年度で予定しています地域福祉計画に伴う経費が主なものです。 まず、1節報酬ですが、3,376千円、民生委員さんについて、社会福祉委員報酬と、それから24年度で予定しています地域福祉計画策定のための委員報酬が主なものです。 給与等については、人件費ですので省略させていただきます。

	55ページをお願いします。 9節旅費1,564千円、社会福祉委員の会議に要する費用弁償でございます。研修旅費977千円につきましては、社会福祉委員さんの研修旅費でございます。 11節需用費につきましては1,225千円、前年比493千円の増となっておりますが、健康福祉館の軒先の天井張り替え修繕費が主なものです。他は、健康福祉館の維持管理費、公用車3台分の燃料費等でございます。 13節委託料7,838千円、前年比5,489千円の増でございます。 先ほどの報酬と同様、地域福祉計画策定に伴う業務委託料5,491千円が主なものです。他の委託料は、健康福祉館維持のための保守管理委託料でございます。 14節使用料及び賃借料422千円、社会福祉委員、民生委員さんの研修時の車借上料として158千円計上させていただいております。あとは健康福祉館の運営管理に要する経費でございます。 56ページにまたがりませんが、19節負担金補助及び交付金36,357千円、一番大きなものは社会福祉協議会への補助、34,920千円でございます。 これにつきましては、社協職員の給与それから総務的な事務局費に対する補助でございます。 次に、59ページをお願いいたします。 5目老人福祉費876,578千円、うち人件費と健康課事業分を除いた福祉課分としては、405,225千円でございます。前年比48,428千円の減となっておりますが、主なものは、平成23年度で実施しました介護基盤緊急整備事業の終了によるものです。 1節報酬6,807千円につきましては、嘱託職員3名分です。内2名は介護保険朝倉支部と、同じく地域包括支援センターへ1名ずつ派遣しておるところでございます。 8節報償費475千円、長寿褒賞ということで、24年度中に100歳になられる方、また、すでに100歳を迎えている方々にお祝いの品を贈っておるところでございます。その費用でございます。 それから、講師謝金200千円につきましては、県のほうで70歳現役社会づくりに取り組まれているところでございますけれども、町としましても高齢者が健康で生き生きと働き、活躍することができる社会を目指し、高齢者の方々を対象に実践型の研修会を開催するための講師謝金でございます。新規に取り組むものでございます。 60ページにまたがりませんが、9節旅費656千円は、嘱託職員の費用弁償でございます。それから、研修旅費300千円につきましては、先ほど申し上げました70歳現役社会づくりの実践に向けての、先進事例等の研修をさせていただくというような経費でございます。 12節役務費660千円のうち地域支援事業の基本チェックリストの通信運搬費、それから手数料では、緊急通報装置の取り付け代でございます。 次に、13節委託料57,984千円、主なもので介護予防事業12,027千円、これは、いきいきサロン、配食、デイサービス、ヘルパー事業等でございます。 それから、在宅介護支援センター委託料として4,000千円でございます。これは、町内東部と西部、朝倉苑と朝老園に委託しておるところでございます。 それから、老人保護措置費として33,600千円、6つの施設に現在13名の方が入所されております。 それから、敬老館の管理委託料として4,019千円、また、コスモスプラザ食堂運営委託料として2,676千円、これは、社会福祉協議会のほうへ委託しております。 それから、虐待高齢者緊急支援事業として474千円でございます。
--	---

	14節、186千円ですが、これは、介護予防事業、2次予防に係る分としての訪問者を利用しているものでございます。 それから、19節負担金補助及び交付金659,713千円ですが、福祉課分としては334,970千円でございます。 老人クラブ連合会補助金4,394千円、それから、シルバー人材センターへの運営費補助金として9,500千円でございます。 それから、一番大きいものとしたしましては、福岡県介護保険広域連合負担金313,681千円でございます。 これにつきましては、一般会計と介護給付に要する負担金の特別会計部分の合計ですけれども、17,804千円増加しております。これにつきましては、介護給付費の伸びによるものでございます。 それから、見守りネットワーク補助金1,930千円、これは、昨年どおり51全行政区分として計上させていただいております。 次に61ページ、20節扶助費ですが、福祉課分としては2,664千円ということで、介護用品の給付事業でございます。 6目障害者福祉費488,668千円、前年比80,077千円の増でございます。増えた要因としたしましては、自立支援給付費に係る法の一部改正に伴う新サービスの提供、それから権限移譲による業務の一部が町へ移管、それとサービス利用者の増加によるものでございます。 1節報酬329千円、障害程度区分認定審査委員さんの報酬でございます。 8節、123千円につきましては、権限移譲に伴い4月に町で行う相談員業務です。 12節役務費862千円、通信運搬費は医師の意見書、精神手帳と通院のための手続きの郵送料です。 それから、手数料538千円、更生医療及び自立支援給付に係る審査手数料を国保連、それから支払基金のほうへ払うものです。それから、認定区分の際の意見書作成手数料289千円でございます。 13節委託料6,201千円、訪問入浴サービスとして在宅障害者サービス委託料1,300千円、今年4月より実施される自立支援法の改正に伴う障害者システム改修委託料として2,599千円、それからコミュニケーション支援事業委託料として190千円、それから障害程度区分認定調査委託料として1,734千円につきましては、社協へ調査をお願いしているところでございます。 19節負担金及び交付金13,765千円、地域活動支援センター機能強化補助金11,800千円につきましては、ひだまりとみるくはうすへの補助金でございます。 障害者自立支援事業費負担補助金につきましては、2つの事業所に相談支援をお願いしているところでございます。 62ページでございます。 20節扶助費467,306千円、前年比81,381千円の増でございます。 先ほど申し上げましたとおり、権限移譲または法の一部改正、サービス利用者の増によるものでございます。 身体障害者更生医療給付費37,800千円、主なものとして、人工透析、ペースメーカーの埋め込み手術の費用でございます。 福祉タクシー事業給付費2,011千円、在宅の重度障害者への移動支援費として助成しております。年間100人程度利用されておるところでございます。 身体障害者・障害児舗装具給付費6,210千円、これにつきましては、義足とか義手とか補聴器、車いす等でございます。 それから、障害者・障害児日常生活用具給付費6,000千円、主なものはストマ、紙おむつ、視聴覚障害用機器等によるものでございます。
--	--

	自立支援給付費４１４，９４９千円、前年より８２，１０６千円増加しておりますのでございます。これにつきましては、権限移譲分、これは児童の施設サービス費でございますけれども、３４，７５５千円。 それから、制度改正によるものとして、同行援護サービス、それからグループホーム、ケアホームへの家賃援助、補足給付ですけれども、６，５５５千円を新たに計上しております。 他につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全体的にサービス費の伸びによるものでございます。 次に、６３ページでございます。 １０目めくばり館費１０，９２０千円、前年比４１５千円の増でございます。 １１節需用費２，８８４千円ですが、主なものは、灯油等の燃料代、修繕料、それから１３節委託料７，７２７千円、これにつきましては、館を維持管理するための管理人と従業員を配置していますが、委託料４，３６９千円でございます。 それから、２４年度で１８節備品購入費としてマッサージ機の購入を計上させていただいております。これは、古くなりまして修理がきかなくなったというようなことで、１２８千円計上させていただいております。 ６４ページにまたがりますが、１１目そったく基金事業費７，４９４千円、平成２３年度からの事業でございます。 そったく基金事業といたしましては、５事業分を予算計上しております。 事業といたしましては、在宅介護者リフレッシュ事業、これにつきましては、事業参加のための条件整備委託料も含めて５０２千円、それから、在宅介護者向け寝具洗濯乾燥サービス事業４３２千円、それから、そったく基金杯健康増進事業でございます。グラウンドゴルフとゲートボール大会２００千円。 それから、在宅介護用消臭器購入補助事業３６０千円、それから、福祉サービス券、これはタクシー券でございますけれども、交付事業として６，０００千円でございます。 それでは、１３節委託料９３４千円ですけれども、介護者同士の交流や情報交換ができる旅行等のリフレッシュ事業４１０千円、また、事業に参加しやすいような条件整備、これは、デイサービスとかショートステイでございます。を、実施するもので、９２千円でございます。 それから、寝具洗濯乾燥サービス補助事業４３２千円、これは、介護保険制度では補えない補助制度でございます。１０千円を限度として、１割の自己負担をしていたき、９割を町が負担するものでございます。年間２回分でございます。 次に、１９節負担金補助及び交付金２００千円でございます。これにつきましては、２３年度は福祉課、公民館、それから老人クラブ連合会と共催で実施してまいりましたけれども、２４年度はグラウンドゴルフ、ゲートボール大会の運営につきましては、やはり慣れてであると申しますか、そういった意味合いで老人クラブ連合会にお願いし、運営に伴う経費を補助金として計上しておりますのでございます。 ２０節扶助費６，３６０千円、まず、在宅介護消臭器購入補助制度３６０千円ですが、介護保険認定者で在宅介護してある世帯を対象に、購入価格の３０千円を限度とし、非課税世帯７割、それから課税世帯へ５割を補助するものです。 次に、福祉サービス券交付６，０００千円でございますが、事業年度末に７５歳以上に達する独居高齢者及び７５歳以上の高齢者のみの世帯に属する方へ外出支援として、タクシー利用に限ったサービス券を交付するものです。 実施の方法は、昨年同様商工会商品券を購入し行うものでございます。今年度は２３年度の実績に基づき、６００人を見込んでおりますのでございます。 以上で、福祉課の説明を終わります。
--	---

委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	60ページの19節負担金補助及び交付金ですが、下から3番目、社会福祉協議会派遣受入職員負担金4, 875千円計上していますが、先日の全協のうちに、社会福祉協議会から受け入れていた甲斐さんがごあいさつに見えたんですが、その後また入っていただくということですか、お尋ねします。 それともう1つ、63ページ、10目めくばり館費の13節の委託料、下から2番目なんですが、管理人委託料4, 369千円計上されていますが、ちょっと高いんじゃないかなと思うんですが、説明をお願いします。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 60ページの社会福祉協議会派遣職員受入負担金でございますけれども、今、職員でまいております甲斐さんのほうは、3月末で福祉協議会のほうに帰ることになりました。代わりまして、今度新たにですね、社会福祉協議会からお見えになるというようなことでございます。そのための、ちょっと差額が出ておりますけれども、人件費相当分でございます。 それから、管理人委託料4, 369千円でございますけれども、高いんではないかということですが、シルバーのほうに委託し、今、やはり交代制でやります関係とかありまして、2人での交代というふうなことで、毎週月曜日のみが休みで、そういった中でやっていただいておりますので、その単価につきましては、当然、シルバーで決まった部分でやっておるといような状況でございます。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	最初の質問ですが、社会福祉協議会からはいつまで受け入れをされるのでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 2年間というのが1つの区切りでございます。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	その後も2年が終わったら、またその次の年もずっとされるつもりですか、お尋ねします。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	これにつきましては、今後の協議というふうなことになるかと思います。以上でございます。
委 員 長	福本委員
福本委員	60ページの負担金、補助金というところのシルバー人材センターへの補助金ということですが、確かに補助金の9, 500千円というのは理解できるんですが、下の県シルバー人材センター連合会への負担金ということで、190千円上がっておるわけですが。 本来なら高齢者の就労に対しての支援は、しっかりしていかないけないと思うんですが、いわゆる事務的な面はある程度自立の方向にということで、できたならやはり補助金を若干増額してもですね、そういう県への負担金とかいうのは、やはりその中で負担をしてもらうというふうな、何かそういう考え方はいかがでしょうか。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	シルバー人材センターにつきましては、これは、県から国というふうなことで繋がっており、そこ辺の負担金を払っておるといような状況でございます。 そういった部分もありましようけれども、まず最初の取り組み、町のほうからもや

	はり、このシルバー人材センターをうまく運営していただくための経費として、そういった計上の仕方をしておるところでございます。 今年度4月から公益法人というようなことで、新しくスタートするわけですが、その中でもいろんな意味で、これを含めた全体的な部分でもまた、やっぱり検討していくことも必要なかなと思っておるところでございます。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	確かに捉え方はいろいろあるかと思います。 しかし、私は、補助金に対して否定しておるわけじゃないんですよ。ただ、いわゆるシルバーの事務的な処理の中で、できるならこの中、内々でやはりそういう負担金というのは処置していただいたらという、私の判断でお尋ねしたいということです。以上です。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	先ほどのシルバーの負担金ですが、シルバーの負担金につきましては、町に受け入れしているというような実情もございますので、そういった意味での負担金でございます。以上でございます。
委 員 長	できないということですね。 河内委員
河内委員	64ページです。 11目そったく基金事業の20節扶助費、福祉サービス券交付事業なんですが、昨年から2年間ということで、この事業をされているんですけども。 昨年申請した方、新たに申請の必要があるんでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 事業年度ごとに毎年申請ということになります。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	前回一般質問でお尋ねしたんですが、75歳の高齢者のみ世帯の捉え方なんですけれども、課長はやっぱり、両方とも75歳以上じゃないと、高齢者世帯とは言わないということでしょうか。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	昨年から一般質問の中でもいろいろ協議してまいったところでございますけれども。 この要綱の第3条、この中では、この事業の助成対象者は、本町内に居住し、毎事業年度末において、75歳以上に達する独居高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯に属する者ということでございます。 ここで、「75歳以上の」というようなことで、この「の」が高齢者に引っかかるというようにございますので、75歳以上全員が高齢者という考え方でございます。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	私の取り方としては、高齢者世帯のうちの75歳は、その対象になるんじゃないかというふうに捉えているんですが、町長どうでしょうか。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 要綱上の解釈の問題でございますので、個人的な見解はできないと思っております。 あくまで用語の判断からすれば、今、福祉課長が申し上げたとおりというような判断に立ちたいと思います。以上でございます。

委 員 長	梅田委員
梅田委員	同じく 6 4 ページの福祉サービス券交付についてなんですけれども。 今、本町におきまして、公共交通機関の試行運転がされているところなんです。それで、福祉サービス券を利用してタクシーに乗られる方は、やはりそちらのほうが便利がいいから、自分の家の前から目的地までさっと行けるわけですからいいんです。その方たちは、公共交通機関はどちらかと言ったら利用されないと思います。 この両方の事業ともですね、十分にそれぞれの協議会なりで検討されて、そして今進められているとは思いますが、このタクシー券と公共交通機関の、この兼ね合いと言いますか、整合性と言いますか、ちょっと何かそこら辺を今後もう少し考えていく必要があるのかなと思いましたが、その点、町長どのようにお考えになりますでしょうか。 このタクシー券を否定するものじゃないんですけれども、片や公共交通機関は推進して、乗る方も少ないということで、進めていこうという取り組みがなされて、こっちはこっちで、このタクシーを利用してくださいというふうに、今、なっている状況ですので、少しやっぱり考えていいんじゃないかなと思います。より良い方向を目指すべきじゃないかなと、私は考えますが。
委 員 長	副町長
副 町 長	公共交通の関係、去年から取り組んでおりますけれども。 やはり町長も自ら乗ってありますけれども、1 回か 2 回乗ってですね、やはり、その乗車してある方の意見も聞かないかんということで、私も先日乗ったわけなんですけれども。 車の中で話をしたのを、ちょうど梅田委員が質問されたから、それに合致するような話がありましたので、ちょっと話をさせていただきますけれども。 高齢で 8 0 歳を超えてある老人の方ですけれども、女性の方でしたけれども。 全部が全部そうではないと思いますけれども、この公共の福祉バスとタクシーと、それから公共交通というよりも西鉄のバスですね、西鉄バス、それをうまく利用して病院に行っている。 バス停まではうちの福祉バスを利用して行かれて、そして西鉄バスに乗られて病院まで行かれると。帰りはどうしても、3 時間おきぐらいにしか交通機関回って来ておりませんので、公共交通は、1 時間程度あるということで、帰りについてはですね、やはりバスで利用されるところはバスの駅まで来て、そこからタクシーで帰ると。 非常にタクシー券は有効に利用してもらっておるし、福祉バスも非常に効果があると。特に、病院に行かれて、たまたまめぐり館のお湯が開いているときはですね、そちらのほうに行って半日潰して、時間を待って福祉バスで帰ると。 そういう健気な方もおられますので、それが全部が全部とは言いませんけれども、今後そういったものも十分意見を踏まえながら、そのタクシー券、福祉バス、それから西鉄バスとか、そういったものも十分考えていかなければと思っておるところでございます。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	副町長から例を通した話をしていただきましたが。 やはり利用の仕方というですね、サービス券を利用しながら公共交通機関を利用すると、やっぱり利用の方法なりというのを、十分に町民の皆様に訴えかけると言いますか、そういうことも今後より良い公共交通機関を活性化させていくためには大事じゃないかなということを、よろしく願いしたいと思います。
委 員 長	山本委員
山本委員	6 2 ページの 2 0 節で、運転免許取得助成金並びに自動車改造費助成金について、

	お尋ねですけれども。 私的には補助金が少ないように思いますけれども、これは、1人に対していくらなのか、1台に対していくらなのか、若しくは1台当たり50千円以上にはいくら補助とか、100千円以上にはいくらかという割合的な部分と、この100千円、200千円に対し、その内訳ですね、それを内容説明をお願いします。
委員長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 運転免許証取得助成金につきましては、1人100千円というようなことで、実績に応じて1名だったので100千円というようなこと。 それから、自動車改造助成のほうは、やはりこれも100千円ですが、2人分というようなことで計上させておるところでございます。これも実績に応じた計上でございます。以上でございます。
委員長	福祉課長
福祉課長	今の財源内訳でございますけれども、国が2分の1、それから県、町、4分の1、4分の1でございます。以上でございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで、福祉課を終わります。
休憩	
委員長	ここで、休憩します。 2時40分から再開します。 (14:31)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:40)
委員長	先ほどの河内委員の子ども手当制度の件で、健康課長からの発言の申し出が 있습니다ので、これを許可します。 健康課長
健康課長	先ほどの河内委員からの質問につきまして、お答えをしたいと思います。 まず、前提としまして、所得制限につきましては、閣議決定はなされておりますけれども、まだ正式に決まったものではない、ということをお願いいたします。 その関連で、所得控除に優遇措置的なものがあるかというような質問だったと思いますが、税務課等でも確認をしてきましたけれども、まだそのような情報は、こちらのほうでは確認は取れませんので、ということは、今のところはそのままいくというようなことだろうというふうに考えざるを得ないと思います。以上でございます。
委員長	続きまして、先ほどの梅田委員の夜間窓口の時間外手当の件で、総務課長補佐からの発言の申し出が 있습니다ので、これを許可します。 総務課長補佐
総務課長補佐	先ほどの梅田委員のご質問について、回答させていただきます。 22年度実績で回答をさせていただきます。 本庁及び支所2名ずつの配置で、681千円程度の時間外を出しておるところでございます。以上です。
委員長	それでは、こども課の予算説明を求めます。 こども課長
こども課長	こども課でございます。

	予算書の４５ページをお願いします。 ２款１項３０目こども未来センター費でございます。総額７，０５３千円で、昨年より１，４６５千円の減額になっています。 減額の主なものは、要保護児童など、支援のためのデータ構築が終了し、委託料やコンピュータの購入などが終了したことによる減でございます。 ２４年度、こども未来センターにおきましては、昨年に続き、虐待防止対策の強化による補助事業など国県の補助を活用しながら、家庭児童相談員を配置し、要保護児童への支援に力を入れてまいります。 １節報酬４，６１０千円は、家庭児童相談員２名分と未来センターの各委員に対する報酬でございます。 ８節報償費は、いのちの授業と要保護児童対策及び虐待防止研修会などに対しての講師の謝礼でございます。 なお、いのちの授業では、昨年まで小学生について、４年生がめくばーるホールに一堂に会し講演を聞いたり、各学校ごとの取り組みの発表などを行ってまいりましたが、２４年度は各学校においてすべてを行うものとし、講師の謝礼などを払うものでございます。 ９節旅費３３６千円は、子どもの権利条例や虐待防止の全国での研修や家庭児童相談員の九州地区での研修などに参加するものでございます。 １１節印刷製本費１６１千円は、昨年からスクールソーシャルワーカーや適応指導教室が教育課へ移管したことにより、未来センターの業務に一部変更が生じたため、未来センター周知のためのリーフレットの作成と、幼児期の芸術鑑賞用のポスターを作成するものでございます。 １３節委託料１，０００千円は、これまで健全育成事業として行ってまいりました人形劇などの観劇会を、引き続き行うものです。 １４節使用料及び賃借料は、車や複写機の借上料及び使用料でございます。 １８節備品購入費３６千円は、要保護児童虐待防止対策用のデジタルカメラの購入費でございます。 次に、予算書６４ページ、６５ページをお願いいたします。 ３款２項１目児童福祉総務費です。人件費を除いたこども課関係予算は、１２７，１３８千円で、児童福祉関係の１１４，５０８千円とファミリーサポートセンター事業を含む子育て支援係関係１２，６３０千円となり、昨年より１０３，４１３千円の増額になっています。 ２４年度、民間活用の保育所創設に対しての補助金１０３，０４８千円が、増額の主なものでございます。 また、子育て支援センターあいあい、たんぽぽの業務を、昨年まで職員と嘱託保育士、臨時保育士、それぞれ１名ずつの３人で進めてまいりましたが、センターの職員につきましては、一時的な業務ではなく恒常的な業務として配置を行いますことから、臨時保育士を嘱託保育士として、嘱託保育士２名を配置して充実を図ることとしています。 また、新たに２４年度よりファミリーサポートセンター事業をスタートし、アドバイザーにより子育ての支援を受けたい人、行いたい人との調整を行っていき、よりスムーズな関係づくりができるようにするなど、支援センターが地域の子育ての拠点として気軽に立ち寄れ、安心を提供できる場になるよう努めてまいります。 児童福祉総務費の主なものは、１節報酬９，８６６千円は、子育て支援センターの保育士４名分とファミリーサポートセンターのアドバイザー１名、次世代育成地域協議会委員７名への報酬でございます。 次に、７節賃金２５２千円は、支援センターで行います講座やファミリーサポート
--	--

	センターの講習会の参加の、お子さんの託児の賃金でございます。 8節報償費272千円は、センターで行います子育て講座と、先ほどのファミリーサポートの会員の育成講習の講師への謝金でございます。 65ページをお願いいたします。 13節委託料は、学童保育所運営委託料9,516千円、これは、24年度も社会福祉協議会に委託を行う予定です。昨年度より1,721千円の増額になっていますが、指導員の処遇改善と学校のゆとり教育からの方針返還のため、児童の下校時間が早まる日があり、保育時間が延長されるなどの理由による増額でございます。 子育て支援短期利用事業委託料25千円、支援センターあいあいの施設管理費196千円などがこれに含まれております。 18節備品購入費17千円は、ファミリーサポートの講習会などで使用しますDVDデッキを購入するものでございます。 19節負担金補助及び交付金につきましては、先に述べました保育所創設と、縁結び応援事業に対する補助金でございます。 続きまして、3款2項4目美和みどり保育所費でございます。65ページから68ページにわたります。 給与関係を除きますと、今年度72,545千円、昨年度71,683千円で、昨年度より862千円の増になっております。 その主なものとしましては、産休・育休職員2名の対応の臨時職員、代替職員の賃金の増額でございます。 美和みどり保育所費の主なものは、1節報酬18,443千円は、嘱託保育士8名、嘱託看護師1名と保育所嘱託医への報酬でございます。 7節賃金27,790千円は、産休代替2名、臨時保育士3名と職員の休暇、出張などの対応をしてもらう代替職員の賃金でございます。 13節委託料1,747千円は、保育所の施設の維持管理などを行うものでございます。 また、15節工事請負費1,424千円は、昨年に引き続き老朽化した空調機2台の入れ替えをするものでございます。 美和みどり保育所では、入所児童の保育とともに一時保育や園庭開放、保育体験など、地域への子育て支援を継続して行っておりまいます。 続きまして、68ページをお願いいたします。 3款2項5目児童措置費のうち関係予算額が249,130千円で、996千円の増額になっております。 主なものは、篠隈保育所不動産鑑定委託料としての441千円や、篠隈保育所指定管理委託料の増などによるものでございます。 不動産鑑定委託料につきましては、24年度をもって篠隈保育所が指定管理が終了し、25年度より完全民営化を予定していることから、不動産の評価を予定するものでございます。 13節委託料125,686千円は、篠隈保育所の運営費を指定管理委託料として125,131千円、19節の保育所運営負担金111,792千円は、なすな保育園と広域入所をお願いしています各保育所への運営負担金でございます。 この委託料、負担金は、国が示しています保育単価に基づいた運営負担金でございます。 また、特別保育事業補助金は、民間に対して、延長保育、一時保育、障害児保育など、実績に基づいて補助するものでございます。 次に、70ページをお願いいたします。 4款1項2目母子衛生費、予算額35,733千円は、昨年度より551千円の減
--	--

	額でございます。 委託料の住基法改正に伴う外国人住民対応のシステム改修、603千円など増額はありますが、報酬、備品購入などの減によりまして、減額となっています。 母子保健の母子衛生につきましては、24年度より健康課健康推進係に移行しますが、乳幼児健診、妊婦健康診査費の助成、育児相談など、健やかに生み育てる環境づくりの推進を図ってまいります。 また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問、母子手帳交付などのおりに、養育態度や育児不安などハイリスクの妊婦や支援が必要な家庭の早期発見、早期支援を行う関係機関の調整的な役目は今後も担い、子育て支援係やこども未来センターとの連携を取っていくものでございます。 13節、妊婦健康診査委託料23,617千円及び19節補助金252千円は、今年度より検査項目として加わりますクラミジア検査、GBS検査を含め、1人当たり平均12.5回として94,465円を助成するものでございます。 6回目から14回目までの58,890円は、2分の1が補助金の対象となります。 72ページをお願いいたします。 4款1項3目予防費56,547千円、前年度比9,636千円の減額でございます。 乳幼児の日本脳炎や三種混合などの予防接種法に基づく定期予防接種委託料は3,000千円ほど増加いたしました。23年2月より公費負担で開始いたしましたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの委託料が22,851千円で、10,000千円余りの減と、委託以外の医療機関で接種した場合の助成金が2,000千円余りの減額となっております。 ヒブ・肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、昨年度が開始の年度で、0歳から4歳までの乳幼児の全部を対象としておりましたが、接種済の乳幼児も増え、接種者の割合を減らしたことによりますものでございます。 また、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンについては、24年度も2分の1の補助がでございます。 なお、予防接種の委託料につきましては、朝倉保健協議会と朝倉医師会との協議でしました単価で計上しているところでございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	68ページです。 5目児童措置費の13節委託料ですが、3年間の指定管理委託で、毎年委託料が変わって、今回8,000千円近い増額ですが、その理由を1点。 それと、その下の篠隈保育所不動産鑑定委託料、完全民営化に向けての不動産鑑定ということでしたが。 前回、篠隈保育所を指定管理にすると、3年間の経緯を見て、その次また指定管理をするというふうにおっしゃっていたと思うんですが、方針が変わったのか、お尋ねします。
委員長	こども課長
こども課長	お答えします。 篠隈保育所の指定管理の委託料の増額につきましては、今年度12月に補正をいたしまして、今、3,000千円ぐらいの増となっていると思いますが、これにつきましては、保育単価が上がりまして、その分が増額になったものでございます。 保育所の民営化の件でございますが、民営化につきましては、3年間の運営状況を見てということで、町の行政政策調整会議の中で検討いたしまして、運営状況につい

	でも何ら不備なところもなく、指定管理ではなく民営化に向けて取り組むということで、話を進めております。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	その民営化なんですけれども、指定管理だったら複数の業者というか、保育者が参入できるんですけれども、民営化される場合は、今、指定管理しているところに引き続き民営化ということですか。
委 員 長	こども課長
こども課長	お答えします。 指定管理になるときに、一応公募いたしまして、今の指定管理のうら梅のほうですが、そちらのほうは公募の中で、26町村あたりの全部募集をかけて、その中から選ばれたということです。 民営化につきましては、その後も指定管理が終わった後も、運営ができる場所というようなところで、話を進めていたと思います。以上でございます。
委 員 長	この件については、町長の回答を求めたいと思います。
町 長	町長
町 長	お答えいたします。 指定管理者募集のときの条件といたしまして、公募のうちに、3年間の指定管理の実績状況を踏まえて、民営化等についても、そういった方向性でいくということを経験としておったこととさせていただきます。 したがって、当然、3年間で24年度で終了いたしますので、そのことを基本に、民営化等の方向で検討をしていきたいと、そのように考えているところでございます。 財政事情等々からして、また、実際の、今の運営状況からして、それが適当であろうというような判断に、今、立っているところでございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これでこども課を終わります。 環境防災課の予算説明を求めます。 環境防災課長
環境防災課長	環境防災課でございます。 早速ですけれども、予算書の43ページをお願いいたします。 2款1項28目防犯対策費でございます。対前年323千円増の17,756千円としております。防犯灯の電気代等の維持管理費や設置費が主でございます。 まず、1節報酬1,864千円ですけれども、総合窓口の受付それから防犯対策事務ということで、嘱託職員の報酬が主なものでございます。 次のページになりますけれども、11節の光熱水費9,500千円、これは、防犯灯の電気代でございます。 15節工事請負費1,352千円につきましては、防犯灯の設置工事費でございます。 18節備品購入費132千円につきましては、防犯パトロール車の回転灯を購入するものでございます。 続きまして、29目交通安全対策費でございます。対前年367千円減額の11,532千円としております。 主なものは、1節の交通指導員報酬1,708千円、61名で毎月1回交通指導をお願いしております。 次のページ、15節工事請負費ですけれども、これは、交通安全対策特別交付金事業ということで、8,000千円計上しております。カーブミラー、ガードレール、

	路面標示等の整備費でございます。 続きまして、73ページをお願いいたします。 73ページ、4款1項5目環境衛生費でございます。対前年295,393千円減額の388,926千円としております。 対前年304,708千円の減額となりました水道課予算を含んでおりまして、当課分は9,315千円増の64,116千円となっております。 増額は、次のページになりますけれども、13節、新たに中間見直しを行います、環境基本計画策定委託料5,177千円によるもので、また、13節として、河川等水質検査委託料4,455千円がございます。 次に、19節負担金補助及び交付金191,307千円、このうち当課分は、筑慈苑施設組合負担金として46,777千円、また、一押し事業としております、前年より1,500千円増額の、住宅用太陽光発電システム補助金7,000千円がございます。 ちなみに水道課所管分としましては、15節給水装置工事、16節メーターボックス、24節の出資金、19節のうち上水道事業繰出負担金、県南水道企業団繰出負担金でございまして、合計324,810千円となっております。 次に、4款2項1目清掃総務費でございます。対前年4,597千円減額の16,229千円としております。 減額は、2節から4節の2人分の職員給4,915千円減額によるもので、これを除きますと、4,055千円となります。 1節報酬1,984千円、嘱託職員の報酬が主なものでございます。 75ページになりますけれども、19節負担金補助及び交付金1,229千円、その中で、福岡魚さい処理対策協議会負担金につきましては、町内業者が扱います鮮魚の内臓などを魚粉などに再資源化するものでございまして、共同処理委託の負担金ということで、913千円を計上しております。 次に、2目塵芥し尿処理費は、対前年8,983千円増の704,953千円としております。 増額は77ページ、19節の2行目に上げております甘木朝倉三井環境施設組合負担金414,343千円ということで、20,068千円増額によるものでございます。 サン・ポートも10年目を迎えるというふうなことでございますけれども、電気計装設備更新など、施設の修繕費の増加によるものでございます。 主なものということで、75ページに戻りまして、1節報酬3,240千円、54人分の環境美化推進員の報酬でございます。 次の76ページになりますけれども、7節賃金1,656千円、し尿中継所管理人の賃金でございます。 11節の印刷製本費6,804千円は、町の指定ごみ袋等の印刷代でございます。 13節委託料につきましては247,826千円、ごみ収集処理委託料227,400千円は、収集運搬委託また不法投棄処理委託料などがございます。 し尿処理委託料15,742千円、こちらは下高場し尿中継所から久留米市北野町の両筑苑までの陸送委託料としまして12,904千円、また、新たに合税法に伴います確認書における補填額ということで、2,838千円を計上しておるところでございます。 15節工事請負費1,911千円、前年度と同じく下高場のクリーンセンター、上下水道工事を計上しております。 下水道の延伸が24年度となったため、3月補正で減額しまして、また改めて新年度で計上するものでございます。
--	--

	19節負担金補助及び交付金441,452千円、一部事務組合負担金につきましては、負担割合に基づく予算計上でございます。 次のページになりますけれども、27節の汚染負荷量賦課金98千円、こちらは平成22年3月に解散いたしました小郡市筑前町衛生施設組合、こちらに支払い義務がありましたもので、小郡市と筑前町の負担割合で案分して、今後も払っていくことになるわけでございます。 なお、前のページの19節、3行目からの浄化槽設置整備事業補助金、それから、県浄化槽推進協議会負担金、また、9節普通旅費のうち4千円の、合計810千円につきましては、下水道課が所管となっておるところでございます。 続きまして、93ページをお願いいたします。 93ページ、8款1項1目常備消防費につきましては、対前年8,072千円増の405,662千円としています。交付税算定をベースとしました甘木朝倉広域常備消防の負担金でございます。 それから、2目の非常備消防費は、対前年382千円増の62,977千円としています。これは、筑前町消防団の運営活動費でございます。 1節の団員報酬10,888千円は、条例定数323名分でございます。 それから、8節の退職団員報償は、団歴によりまして計算して、7,403千円を計上しております。すべて特定財源で賄われます。 次のページになりますけれども、9節の費用弁償6,460千円、これは、火災時などの出動手当でございます。 また、13節の操法委託料、こちらにつきましては、24年度は朝倉支部操法大会になります。こちら出場4分団分で2,640千円を計上しておるところでございます。 19節の団運営交付金17,510千円、筑前町消防団に運営費として交付するものでございます。 次の消防団員等公務災害等共済基金負担金6,202千円、退職報償金の掛け金でございます。 95ページをお願いいたします。 3目の消防施設費、こちらは対前年13,895千円減額の8,951千円としておるところでございます。 減額は、19節、消火栓設置工事負担金によるもので、13,000千円減額の6,000千円を計上しております。 15節、消火栓標識設置工事が、前年同額の1,000千円、また、防火水槽改修工事費といたしまして1,071千円、こちらは三牟田の防火水槽の漏水改修工事でございます。 4目の防災費は、対前年274千円増の14,922千円としております。 この目は、防災無線関係の費用がほとんどでございます、約9,850千円を計上しております。 1節報酬2,066千円、防災専門官の報酬が主なものでございます。 また、一押し事業としております自主防災組織活動強化の関連の予算としましては、8節、防災セミナー講師謝金148千円、9節のうち防災組織リーダー研修としまして117千円、また、11節のうち頭上訓練啓発消耗品として220千円。 次のページになりますけれども、19節自主防災組織補助金、15団体で1,500千円ということで、1,100千円増額しまして、今年度の組織の強化ということで、予算を確保したいと考えておるところでございます。 一押し事業、自主防災組織強化事業の予算としましては、合計1,985千円を計上しております。
--	---

	以上、当課の歳出予算の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	74ページでございます。 24節の投資及び出資金ということで、県南水道企業団出資金ということで800千円が計上なされてございます。 23年度は82,100千円ということで、今年度が、出資金額が相当額少なくなっているということで、その辺りの理由と、今後もですね、この出資金というものが続いて生じるものかということについて、お尋ねをしたいと思います。
委員長	この件については、水道課の受け入れのところで説明をいたしますので、そこでまた分からなかったら質問をお願いしたいと思います。 一木委員
一木委員	それでは、水道課のほうで尋ねさせていただきます。 もう1点でございます。95ページでございます。 消防施設費の中の19節でございます。負担金補助及び交付金ということで、消火栓設置工事負担金ということで、6,000千円が計上されてございます。 説明では、消火栓につきましてでございますけれども、21年度が確か50カ所、22年度が80カ所、23年度は50カ所ということで、合せて180カ所ぐらい設置がされたのかなということで、今年度が6,000千円でございますので、何カ所ぐらい設置されるのかということで、前年が1カ所当たり380千円ぐらいということでお聞きしておったと思いますので、15、6カ所ぐらいになるのかなと、同金額でいきますとですね。 合わせますと200カ所前後ぐらいになるのかなと思われそうですが、全体の消火栓の設置計画、何カ所ぐらいなるのかなということを、概ねお尋ねしたいと思います。
委員長	環境防災課長
環境防災課長	お尋ねの消火栓の設置工事でございますけれども、今年度の予算計上につきましては、400千円の15カ所というふうなことで、6,000千円を計上しておるところでございます。 また、次の全体の計画でございますけれども、具体的に上水道の延伸に伴いまして設置するものでございますので、ちょっと私どものほうで、全体の消火栓の目標数値というのは、まだ今のところは把握していないところでございます。
委員長	一木委員
一木委員	説明で分かりました。 また、町の全体の水道事業の復旧とともにですね、この辺りは定かになっていくということでございます。 現に火災が生じましたときにですね、今年の初めの火災等に消火栓を活用なさせていただいてですね、迅速な消火活動ができたということも目の当たりにさせていただいたところでございます。 普及をですね、推進いただきながら、そういった活用をです、ぜひとも今後も迅速にしていくためにもということで、計画的に推進いただきますようにということで、お願いしたいと思います。以上です。
委員長	川上委員
川上委員	8款1項4目防災費について、お伺いいたしますが、13節委託料でございます。 防災行政無線保守点検委託料2,211千円でございますが、昨年非常にこれが故障いたしまして、区長さんたちにたいへん迷惑をかかった分です。

	どこまで検査をされておるのか。昨年工事されたと思うんですが、今年は、この修繕費というのは計上しなくてもいいんでしょうか、お伺いいたします。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	前年は本当に皆さんに多大なご迷惑をおかけしまして、修理ということで、区内放送が聞こえないという時期がございましたことを、まず、お詫び申し上げます。 そのようなことを含めまして、今、防災無線の統合に向けまして、基本的な調査が終わりまして、いよいよ２４年度は、今後方針をどうしていくのかというふうなこと、また、総予算額、それから、補助は何かいいものはないかというふうなことで、具体的に進めていくところでございます。 ただ、しばらくは今の導入しております防災行政無線を、何とか騙し騙し使わないかんということでございますので、本年度は１１節の修繕料ということでですね、１，２１７千円ということで予算を確保させていただいておるところでございます。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	９４ページの１４節使用料及び賃借料ということで、今、先ほども質問されておりましたように、今や皆さん方、若い人は特にでしょうけど、携帯を持ってあると思うんですよ。携帯を常用ですね、装備しているということですが、東日本もですね、何か自分の携帯のほうにですね、それを利用するような方向に、行政もそういう方向に考えてあるということで、ましてやメールである程度一斉にグループで送信ができるという状況の中でですよ、これは、無線は無線であればという観点から、やってもらわなきゃならないと思いますけれども、やはり携帯ということも視野に入れられて、検討をしていただきたいというふうに思います。説明だけお願いします。
委 員 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 防災行政無線ということで、筑前町、おかげさまで各家庭まで戸別受信機を配備させていただいておる、非常に進んだ取り組みを、歴代の担当者の方がされております。 ただ、このところ、うちのほうも検討しておりますのが、エリアメールでありましたり、住民でなくても筑前町を通りかかったら、その防災情報は瞬時に伝わるというようなところの部分でありましたり、また、今回もありますけれども、家族を捜しに戻って被災されるという場合もありますので、事前に伝言をしとって、そのメールを見て、無事であることを確認すると、「今ここにいるよ」という、そのようなメール機能というのを、今後、複数の伝達手段ということで、拡充していきたいと考えておるところでございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	７７ページです。 ２目塵芥し尿処理費の中の１９節負担金補助及び交付金です。 甘木朝倉三井環境施設組合負担金２０，０００千円増は、１０年経過で修理費がかさんだということです。 今、国のほうでは、この２年間に東北地方のがれきの撤去をするということで、全国に受け持ってもらおうというふうに報道されています。 甘木朝倉三井環境施設組合では受け入れの態勢というか、予定はあるのか、お尋ねします。
委 員 長	町長
町 長	筑前町長として、お答えいたします。 筑前町といたしましては、そういった問い合わせをサン・ポートにいたしましたところ、処理能力が今のところ満杯であるというようなことでございます。

	したがいまして、思いはそれぞれでございますけれども、現段階では受け入れが難しいと、そういった判断に立っているところでございます。以上でございます。
委員長	栗野委員
栗野委員	74ページの13節の委託料の件でお尋ねをいたします。 河川等水質検査委託料4,455千円が計上されておりますが、何カ所ぐらいの水質検査をされておりますか。また、その結果の公表なんかはどんなふうにされておりますか、お尋ねをいたします。
委員長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 また具体的には新年度になりまして、個別の計画を策定いたしますけれども、概数としまして、河川が18カ所、それからため池が1カ所、地下水が61カ所、土壌地下水が3件、工場排水が5件というふうなところで、概数ですけれども、予定をしております。 また、細かいところは、上水道接続とかで、地下水の検査が不要になりましたりですね、また、いろんな諸事情で地下水の検査の追加でありましたり、河川の検査の追加でありましたり、随時その辺は対応できるような形で、予算は計上しております。
委員長	公表の関係。
環境防災課長	失礼しました。 公表につきましても、ホームページの公表ということも、今後検討はしていきたいと思うんですが、何せちょっと件数が多いございまして、いちいち公表というのもどうなのかなというのもございますので、お尋ねいただければ、即お答えするという体制を、今のところ取っております。
委員長	栗野委員
栗野委員	ただ今、下水道整備が非常に進んでおりまして、河川の汚染なんかは少なくなってきたおと思いますが、やっぱりきちっとした検査をしていただきまして、先ほどお願いしましたように、公表の件もよろしく願いをいたしておきます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで環境防災課を終わります。 それでは、農林商工課の予算説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	農林商工課関係予算について、ご説明をいたします。 予算書77ページをお開きいただきたいと思います。 最初に、5款1項1目農業委員会費でございます。前年度と比較いたしまして、476千円の増額であります。 この大きなものにつきましては旅費でございまして、3月に農業委員の改選がありましたので、任期中初回のみ研修を計画いたしておりますので、その旅費でございまして。 続きまして、78ページ、2目農業総務費でございます。前年度と比較いたしまして、2,186千円の増額でございます。 79ページに移ります。 19節負担金補助及び交付金でございますが、水田農業推進協議会助成金1,200千円につきましては、これは、町の協議会独自の事業といたしまして、担い手や集落組織への調整活動費や集落組織での運営費用に対し助成するものでございます。 続きまして、3目農業振興費に移ります。 本町の基幹産業であります水田農業及び園芸作物の生産振興に要する経費を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、63,053千円の減額でござい

	す。 減額の大きなものは、活力ある高収益型園芸産地育成事業でございまして、年度当初での要望が減ったため、減額でございます。 80ページをお願いいたします。 13節委託料、景観作物等栽培・管理委託料1, 184千円につきましては、みなみの里の西側農地を借地し、四季を通じての景観作物、菜の花、ひまわり、コスモスを作付けいたしておりますが、その農地への播種栽培管理を地元機械利用組合に依頼するものでございます。 続きまして、14節使用料及び賃借料でございます。 山麓線フラワーロード農地借上料640千円につきましては、22年度からみなみの里西側の農地を借り上げまして、景観作物を栽培いたしております。この作付けいたしておるものでございます。 19節負担金補助及び交付金でございますが、農業者戸別所得補償制度推進事業交付金5, 612千円でございますが、昨年は、直接国から協議会へ入っておりますが、24年度から一旦町を通りまして、協議会へ交付する形になったためのものでございます。 水田農業担い手機械導入支援事業補助金19, 758千円につきましては、売れる米作りを实践する担い手を対象とした県単事業でございまして、コンバイン、乗用管理機外6件の申請が上がっているものでございます。 活力ある高収益型園芸産地育成事業10, 861千円につきましては、地域で重点的に振興する品目の産地育成を図るためのものでございます。本年度は、梨棚、防虫施設、収穫機等の整備を行うものでございます。 農地・水・環境保全活動は、向上活動支援交付金16, 792千円につきましては、23年度で5カ年の共同活動が終わりまして、平成24年度から平成28年度まで、5カ年また継続して、新たな事業として行います共同活動支援事業でございます。 活動内容につきましては、従来と大きくは変わらない内容でございます。 組織活動を支援する交付金のうち、町の負担金が4分の1について計上いたしているとところでございます。現在、36組織で共同活動の取り組みの要望が上がっているところでございます。 続きまして、環境保全型農業推進助成金560千円につきましては、後でも出てまいりますけれども、平成24年度から始まります事業でございまして、環境保全型農業直接支払交付金を受けるためには、エコファーマーの認定を受けなければならないので、そのための土壌分析助成金で400カ所を見ております。 中山間地域等直接支払交付金5, 916千円につきましては、担い手の減少、耕作放棄地をなくすため継続されるものでございまして、国、県、町、それぞれ3分の1の負担でございます。 続きまして、水田農業経営力強化事業補助金500千円でございますが、これは、農業者が経営改善や経営の複合化の取り組みに対しての交付金でありまして、県単事業で1経営体が補助を受けられるようになっておりまして、2年目でございます。 農地・水・保全管理支払交付金負担金6, 051千円につきましては、平成23年度から始まりました農業用施設の長寿命化のための向上活動の分でございまして、平成23年度が8地区取り組みましたが、新たに10地区からの要望が上がりましたので、18地区を予定をいたしております。 環境保全型農業直接支払交付金2, 500千円でございますが、これは、従来の営農活動として補助を受けていたものが、要件が変わりまして、新たにできた事業でございます。 すでに事業の説明も、町内のリーダー長それからブロック長さん方には説明いたし
--	--

	ておりますので、その中で申請要望200haを見込んでおるところでございます。 園芸農業対策事業費補助金13,523千円につきましては、施設園芸の振興や安定的な農業経営の継続のため、果樹、野菜、花の栽培施設に要する経費に対し補助するものでございまして、7件の果樹農家から要望が上がっているところでございます。 81ページをお開きください。 地域農政総合推進事業費補助金1,109千円でございますが、米の生産調整や、その他農政の課題について、集落への推進補助金でございます。 28節操出金は、農業集落排水事業特別会計への操出金でございます。 続きまして、4目畜産費につきましては、本年度予算額130千円で、県畜産協会負担金でございます。 5目農地費でございます。前年度と比較いたしまして、13,829千円の増額でございます。増額の主なものは、県営土地改良事業負担金と両筑県営二期事業費負担金でございます。 19節の国営造成施設管理体制整備促進支援事業12,938千円は、両筑土地改良区の管理体制整備強化のため、国と管内の市町が、それぞれ2分の1負担するものでございます。 次の県営土地改良事業負担金24,000千円でございますが、これが、昨年より対象面積の増に伴い増額でございます。これは、湿田対策のための暗渠排水事業でございまして、今年度70ha程度実施する予定でございまして、2カ年にかけて前倒しをしておりますので、平成25年度で終了となります。 両筑県営二期事業負担金4,556千円でございますが、これは、県営かんがい排水対策事業でつくりました用排水路等の施設が40年以上経過をいたしまして、老朽化している状況でございます。 現在、平成17年度から両筑平野用水二期事業も行われており、予算の関係で延びておりますが、これに合わせて県営造成水路を接続しようとするための、機能診断をするための町負担分でございます。 続きまして、6目農業土木費に移ります。前年度と比較いたしまして、24,069千円の減額でございます。減額の主なものとしましては、15節工事請負費の減でございます。 ふるさと農道緊急整備工事費67,032千円でございますが、町道中牟田・昭和線道路改良、それから町道高上・上高場線道路拡幅工事費用でございます。 また、農村環境整備事業につきましては、南北線の関係があります、下堤ため池改修事業でございまして、16,417千円でございます。 続きまして、赤坂地区農道舗装工事1,407千円でございますが、これは、筑慈苑関連の事業でございまして、農道舗装150mを行う予定でございます。 次に、農道整備工事費5,000千円でございますが、ほ場事業に乗らない中山間地などの整備事業で、坂根、森山地区を予定をいたしております。 19節負担金補助及び交付金で、農業土木事業費補助金10,000千円につきましては、区及び営農団体が実施をいたします農業土木事業につきまして、事業費4,000千円を限度に70%を助成するものでございます。 県営ため池等整備事業費負担金13,800千円につきましては、老朽化によるため、大村ため池、熊坂ため池取水施設改修工事でございまして、国県が80%。町が14%、地元負担金が6%ということでございます。 82ページに移ります。 そったく基金事業費でございます。 1節の報酬ですが、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、特産品の販路開拓をす
--	---

	るための営業嘱託職員の報酬でございます。 8節の報償費でございますが、町内店舗を回ってのイベント、スタンプラリーを行うものでございます。 9節の旅費でございますが、県内外の営業活動に対する旅費とブランド化確立のための視察研修費でございます。 11節の需用費でございますが、主なものといたしましては、商品開発用のクロダマル購入500kg、それから、クロダマル種子購入として1tの購入費、それから、販売促進用のパンフ、チラシ、クロダマルシール等の印刷でございます。 12節の役務費につきましては、クロダマル成分分析、残留農薬分析手数料でございます。 14節使用料及び賃借料につきましては、低温倉庫の使用料でございますが、JA夜須支店の低温倉庫をお借りしておりますので、その使用料が大きなものでございます。 それから、19節負担金補助及び交付金でございますが、直売所活性化事業補助金8,000千円、それから、重点品目産地強化対策事業費補助金6,201千円につきましては、新規にそったく基金を活用いたしまして、国県の補助に乗らない、人や物に対しての事業を考えております。 直売所活性化事業では、特徴ある直売所づくりを目指すために、町内の直売所を対象に、事業費総額4,000千円の2分の1補助事業を考えておりまして、内容といたしましては、品揃えの充実のための配送用の購入や、野菜作りの活性化のための栽培講習会や種子補助の費用でございます。 重点品目産地強化事業では、土地利用型園芸作物の振興で、イチジク、アスパラガス、ホウレンソウの新植、改植助成、それからハウスの改修、補修の助成の費用でございます。 また、直売所の野菜出荷量の増大を図りますために、雨よけハウスの設置費補助金、それから農産物加工所設置費補助金につきましては、昨年と同額でございます。 農業費を終わります、2項林業費に移ります。 1目林業総務費は、前年度と比較いたしまして、同額でございます。 83ページに移ります。 19節負担金補助及び交付金は、町の有害鳥獣駆除協議会に対する補助金が主なものでございます。 2目林業振興費でございます。前年度と比較いたしまして、7千円減額でございます。 13節委託料42,838千円につきましては、荒廃森林再生事業で、県の森林環境税を活用いたしまして、森林所有者と協定書を取り交わし、荒廃森林再生のための調査委託料及び整備施業委託料でございます。 24年度の調査対象地域につきましても、三並、三牟田、砥上、栗田地区を予定いたしております。約105haの調査、整備を計画いたしておりますのでございます。 19節負担金補助及び交付金は、町内6つの生産森林組合の補助金及び朝倉森林組合の運営費について、助成するものでございます。 それから、3目林道費は、建設課で説明いたします。 以上で、5款の農林水産費を終わります、6款商工費に移ります。 84ページをお開きいただきたいと思います。 1項1目商工総務費でございます。前年度と比較いたしまして、523千円の減額でございます。19節の商工会の運営費に対する補助金が主なものでございます。 2目の商工振興費でございます。3,500千円の増額でございます。これは、昨年までは補正予算で計上しておりましたけれども、50,000千円のプレミアム商
--	---

	品券の7%補助分でございます。 商工会が本年度も取り組む意向で要望されましたので、商工振興の意味からも当初予算に計上するものでございます。 なお、午前中に、この委員会の中で質問がありました、プレミアム商品券の件でございますけれども、私のほうから説明させていただきたいと思います。 平成21年度、額面33,000千円に対しまして、回収金額は32,912千円、回収率99.73%、平成22年度が55,000千円の額面に対して、54,892,500円、99.8%の回収率、それから、平成23年度が55,000千円の額面に対しまして、54,945,500円、99.9%の回収率となっています。 効果としましては、上下水道の工事等に利用できるようにしたことから、10,000千円以上の高額の利用が図られたということと、車検それから飲食店などの利用が増えましたために、つり銭が出ないので、買い物をしてもらう側としても、非常に効果が大きいというようなことでございます。 戻ります。 続きまして、中小企業貸付金利子補助につきましては、町の要綱に基づきまして、利子補給を行っているものでございます。 3目観光振興費は企画課でございます。 85ページに移ります。 4目労働総務費でございます。 21節貸付金1,472千円につきましては、専修学校等技能習得資金の貸付金でございます。 5目消費者行政推進費で、前年度と比較いたしまして、451千円の増でございます。これは、嘱託職員報酬の増で、消費生活相談室の開設を週3回行っておりますけれども、平成22年度が48件でございましたが、3月6日現在で、もうすでに118件と、相談者の数がたいへん多くなっておりますので、相談日を増やすことによるものでございます。 以上で、農業委員会、農林商工課関係の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	80ページの19節負担金補助及び交付金の中の上から4つ目、農地・水・環境保全向上活動支援負担金と、その下の5つ目ですね、農地・水保全管理支払交付金負担金、それぞれ36組織と18地区という説明でしたが、これは、同じところが受け取っているというようなことはないのでしょうか、それが1点目。 それと85ページの4目労働総務費、21節貸付金ですが、1,472千円、何人分で、これまで滞納とかはなかったのか、お尋ねします
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農地・水・環境保全向上活動支払負担金の件と、それから農地・水保全管理支払交付金の関係ですね。 たいへん従来から、今の説明で36地区と18地区と言いましたけれども、だぶっているところはございます。 共同活動だけやるところと、共同活動が基本なんです。共同活動をやらないと向上活動はやられないというようなところで、共同活動をやりながら向上活動もやるというようなところは18地区です。ですから、だぶっているところがございます。 それから、2点目の労働費の関係で、これは、県の関係も出てまいりまして、今のところまだ、平成23年もあっていないというところでございます。以上でございます。

	す。
委 員 長	河内委員
河内委員	この説明文だけ見ると、何か似たような事業で、内容がどう違うのかなというのが、ちょっとよく分からないんですが、そこだけもう一度説明してください。
委 員 長	農林商工課長
農林商工課長	農地・水・環境保全向上活動支払、16,000千円のところですね。 これにつきましては、従来行っておりました法面の草刈り、それから花植えとか、それから水路の泥上げとかですね、ああいう共同活動の分です。それがこの16,000千円の部分でございまして、それから、6,051千円の部分ですね、農地・水保全支払交付金、この部分については、施設の長寿命化ということで、例えば、今、前段で言いましたのは、改善がだめなんですよ。 例えば、水路を新たにつくるとか、そういうことがだめなんで、あくまでも補修というようなことでございます。 後の向上活動の部分については、改修もいいと、それから農道舗装もいいと、それから、水路の改修もできるよというところでございます。 そのところがちょっと違うところかというふうに思います。以上でございます。
委 員 長	久保委員
久保委員	資料1のほうでまいります。 16ページ、18項目目にそったく基金事業でございます。 今回は24,341千円、昨年度に比べますと14,800千円の増でございます。 内容的に見ますと、これは、なんかみなみの里への事業費補填なのかなというふうに感じるんですが。 ちょっと金額がですね、そったく基金の流用が、ちょっと安易すぎているんじゃないかな。限りあるそったく基金でありますので、違う方法でここは繰り入れできなかったのかなと思いますが、この事業は、みなみの里の事業に行くんですかね。内容的にちょっといいですか。
委 員 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 資料の16ページの、そったく基金事業の24,341千円のところかと思います。 これは、先ほども説明いたしましたけれども、みなみの里ではございません。みなみの里を含めた町内の直売所を対象にですね、活性化事業をやりたいというようなことで考えておるわけでございます。 先ほどもお話ししましたが、その中では、販路開拓のための嘱託職員の報酬も入っておりますし、それから研修旅費も入っております。 それから、直売所振興の事業として8,000千円と、直売所活性化事業として8,000千円と、それから雨よけハウス、それから加工場も含めたところの12,230千円になっております。 ですから、この資料はまとめておりますけれども、予算書の中では分けて説明をしたつもりでございまして、あくまでもみなみの里のことにはこだわっておりません。町内の直売所の活性化を図るということで考えております。以上でございます。
委 員 長	久保委員
久保委員	説明はよく分かりました。 しかしですね、今回、資料1の最後に書いてありますけど、そったく基金事業が38,830千円使われるわけでございます。 それの中でもですね、今回農林商工課のそったく基金事業が大きいわけでござい

	す。 2億円という大きな数字がございましたけど、このようにこまめに使っていくと、大きな事業ができない。 このそったく事業は、何か目玉商品的なものに使ってもらわなければならないかなと、私は思いますが、あまりにも流用しすぎじゃないかなと思いますが。 他に、何か使い道はないんですか。流用するような方法は。
委員 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 直売所関係のそったく事業としての直売所活性化事業につきましても、町内のそれぞれの直売所の係の方と、それから普及センター、それからJ A、それから役場が事務局として、この1年間研究をしてみいました。 そったく基金を活用しての町内の直売所の活性化のために、どんなことをしたらいいのかというようなことで、1年間研究をしてみいました。 そしてもう1つあります重点品目の部分につきましても、J Aそれから普及センター、県それから事務局とですね、1年間、それも町内の園芸作物の振興のためには何がいいのかということで、研究をしてみいました。 その結果によって、今回提案をしておりますそったく事業として2点ですね、やらせていただきたいというようなことでございます。以上でございます。
委員 長	久保委員
久保委員	よく分ったんでございますけど、私が申し上げたいのは、そったく基金がですね、せつかく大きな金額をいただきました。 そして目的には達しているかもしれませんが、流用がちょっと安易すぎるという感じがするんでございます。 そったく基金を大事にしながらですね、何か形ある物も残してもらいたい、そういう意味で、言葉的に適当ではないかもしれませんが、安易なそったく基金の流用をですね、なるべく避けていただきたい、このように思います。よろしく頼んでおきます。
委員 長	福本委員
福本委員	資料とは若干外れますけれども、直売所の活性化ということの関連として質問いたします。 ご案内のように、農政局からの派遣職員の方が2年の任期で、3月で終わられるということで、いわゆる筑前町にとっては、直売所を含めた商品開発の点において、非常に半ばと言いますか、今後努力なりしていかなきゃならない状況にある中で、あとの職員の体制についてですね、町長なり課長はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。
委員 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今日もまいっておりますけれども、たいへん非常に優秀な職員さんでございまして、その後どうするのかというようなことでございますけれども。 今、係長の下に1人男性が付いております。それとご相談して、お金をいただいております開発の、特産品を売るための嘱託職員もお願いしております。 今1年間かけましてですね、その2人を指導してもらっていますので、今後、これから先は町の関係でございまして、私どものほうとしては、2人を育ててもらっているというような状況で、たいへん順調にいつているというふうに思っております。以上でございます。
委員 長	川上委員

川上委員	８２ページ、５款農林水産業費で、今、そつたく基金の関係で、またお伺いいたします。 重点品目産地強化対策事業費補助金６，２０１千円についてでございますが、筑前町の重点品目ということで、この対策ということで、私は、ここの取り組みとしてはいいのではないかとということで、思うわけでございますが。 これは、確かイチジクとかいちごとか、そういうものについての取り組みじゃないかなということで聞いたんですが、どのような仕掛けをしてですね、この産地強化を図られるか、詳しくお伺いします。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほども申し上げましたけれども、普及センター、ＪＡと会合を開きましてですね、今まで積み重ねてきた部分がございます。 ＪＡ筑前あさくらの振興重点施策の中にも、このイチジクそれからアスパラ、ホウレンソウ、それから加工用人参等が重点品目として位置付けられております。 ＪＡの支店を通じまして、それと普及センター等を通じましてですね、拡大をしていきたいというふうに思っております。 予算が通りましたならば、また、会議等を開きながら、呼びかけをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。
委員長	川上委員
川上委員	今、言われたことまでは、私も理解しているんですよ。 ただ、これをですね、今からお話をされるということですが、これからどういうふうな、補助金として出す、この仕掛けと言いますか、どういう、個人に対して補助して、面積を増やすとか、何かその主だった、詳しい方向性はまだ出ていないんですか、お伺いします。
委員長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 仕掛けということでございますけれども。 まずは、この事業に取り組みますのは、補助事業に乗らない方、例えば認定農業者でない方、そういうふうな方を対象にですね、ある程度ＪＡのほうでも調査をしていただくようにしておりますし、呼びかけをしていただくようにしておりますし、また、地域での巡回の中でですね、イチジクについては要望を取っているようでございます。 そういう補助事業に乗らない方を対象にですね、まずは仕掛けをしていきたいというふうに思っております。 補助事業の、補助の内容についてもですね、要綱は作っておりますので、その要綱に基づきまして、それぞれ言いましたような形で、推進をしていきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	栗野委員
栗野委員	８１ページの１９節の負担金補助及び交付金の件でお尋ねいたしますが。 県営土地改良事業負担金は、これは排水の件でございますか、そうですか。 はい。それでは、実は、私は栗田ですが、昨年から３０町歩ほど排水をしたわけでございます。 それで、業者のほうにも何べんも言いましたけど、なかなか終わらんで、まだ終わってないところもあります。 二毛作交付金が欲しいからですね、排水をする前に麦を播いとしたところも大分ありますけど、全然播いてないところもかなりあります。

	撒いておったところは重機が踏みたくりましたから、ちょっと収穫皆無というような状況に大分なっております。 それで、私がお願いをいたしたいのは、町のほうのですね、業者に対する指導をもう少し厳しくしていただきたいと思うわけでございます。 本年度も24,000千円の計上がなされておりますが、どこの区がされるか分かりませんが、やっぱり百姓はきついからですね、少しでも麦の収穫を当てにしておりますし、交付金も当てにしておりますし、工事の負担金も要りますからですね、町のほうも極力、業者のほうの指導徹底化等をよろしくお願いをいたします。
委 員 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 議員おっしゃいますように、何度となくうちのほうにも、農家の方々から要望はあります。 そのたびに業者を呼んでですね、どういうふうになっとなるのかというようなことで、お話は申し上げますし、また、県にもですね、県の事業でございますので、県からも業者に対して強く言ってほしいというようなことで、話はしております。 町にもいろいろ話がございすけれども、極力指導を徹底していきたいというふうに思っております。以上でございます。
委 員 長	金子委員
金子委員	予算書の80ページで、19節の負担金補助及び交付金の、先ほど河内委員が質問されました農地・水・環境の件ですけれども、ちょっと課長にお伺いしますが。 自分たちに説明をいただいたとき、予算書に負担金載っておるぐらいやけん、確定されたものだろうとは思いますが、自分たちが今まで説明を受けよった頃は、まだ国がはっきりしてない、予算的にもまだ75%程度になるのではなかろうかというような説明をいただいていたわけですが、これは、きちとした予算的なものとの取り組みというのは、決定されたものなのか、説明願います。
委 員 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 共同活動の部分につきましては、80%で一応予算は組ませてもらっております。 向上活動の部分についてですね、今、8地区から18地区、10地区は増えまして、その部分につきましては、まだ決定がはっきり分かっておりません。 ただ、従来からやっておりました8地区についてはですね、県も言いますのは、おそらく予算は付くのではないかなというようなことでございますけれども。 国の総枠の予算の中から分配をします関係でですね、向上活動に申請をいたしております18地区が、すべて該当するかどうかはまだ分からないというようなところでございます。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりました。 これで農林商工課を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩いたします。 4時15分から再開いたします。 (16:04)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (16:15)
委 員 長	建設課の予算説明を求めます。 建設課長

建設課長	それでは、建設課の予算について説明をさせていただきます。 まず、予算書の８３ページをお開きください。 ５款２項３目林道費５，８１０千円、前年比５，３００千円の増。 内容につきましては、林道１１路線、約２３kmの維持補修費に、今回路肩崩壊の恐れがある石坂林道改修工事及び畑嶋林道維持工事を加えた５，８００千円と県治山林道協会負担金１０千円であります。 続いて、８５ページから８６ページをお開きください。 ７款１項１目土木総務費８０，８３５千円、前年比３，３９３千円の増であります。 １節報酬につきましては、検査員、登記嘱託職員、一般嘱託職員、３名の報酬でございます。 嘱託職員１名増の分につきましては、予算組み替えによるものでございます。 ２節から４節の人件費につきましては、建設課の人件費であり省略をいたします。 ９節旅費、１１節需要費、１２節役務費及び１４節使用料及び賃借料につきましても、経常経費であり省略をさせていただきます。 １３節委託料３，２５０千円につきましては、寄附等に伴う境界測量及び登記委託料です。 その中で、平成２３年度予算で計上しておりました法定外公共物システム管理委託料につきましては、過去１年間分の境界確認協議データ化ということで、歳出内容に合わせまして、７款２項１目道路橋梁総務費の道路台帳委託料へ組み替えを行っております。 １８節備品購入につきましては、公用車１台分が５年のリース切れとなり、補助事業事務費が補助対象外となっておりますので、購入の必要が生じたものでございます。 １９節負担金補助及び交付金につきましては、各種期成会等負担金であり、省略をいたします。 続きまして、８７ページ、７款２項１目道路橋梁総務費１３，３４５千円、前年比４，７２５千円の増、１３節普通地方交付税等の基礎数値となる道路台帳補正委託料４，６２０千円に、歳出内容に合わせて、土木総務費より予算組み替えを行った法定外公共物システム管理委託料５２５千円を加えた５，１４５千円、及び２３年度より３年計画で実施予定の、橋梁長寿命化業務委託料８，２００千円であります。 橋梁長寿命化業務委託につきましては、長寿命化のための計画に基づかない、修繕、架け替え等への補助は、平成２５年度までの措置とするという、平成１９年４月の国土交通省道路局長通知により、平成２０年度において、１５ｍ以上の２５橋について点検が完了し、本年度、２３年度に５ｍ以上１５ｍ未満の６５橋の点検、さらには平成２４年度に残った２ｍ以上５ｍ未満、２３３橋の点検を行うとともに、２５年度において、合計３２３橋の長寿命化修繕計画策定を行うものでございます。補助率は５５％となっております。 続きまして、７款２項２目道路維持費４９，２６０千円、前年比１２，４７３千円の増。 道路維持につきましては、町道１，２９６路線、４６６km、里道３，２９６路線、３１２kmの維持管理費であります。 １５節の工事請負費につきましては、前年度末までの未処理分及び新規要望等について、緊急性、受付の日付、費用対効果、利用度等を考慮し、予算の範囲内で実施しているところです。 なお、増額の内容につきましては、城島線及び久光・当所線の一部が、全体的に相当舗装の劣化が進んでいることと、合併後の要望箇所等の未処理分が累積しており、緊急性、費用対効果が見込まれる要望箇所を少しでも減らすため、今回予算を要望し
------	--

	ておるところでございます。 その他 1 1 節需用費、1 2 節役務費、1 3 節委託料、1 4 節、除雪時のグレーダー使用料、1 6 節原材料費につきましては、説明を省略させていただきます。 続きまして、8 7 ページから 8 8 ページ、7 款 2 項 3 目道路新設改良費 1 0 2, 7 9 5 千円、前年比 2 0, 8 4 7 千円の増。 1 3 節委託料につきましては、2 路線分の測量設計委託料 2, 0 4 0 千円でございます。 1 5 節につきましては、総合計画に沿った 9 路線の工事請負費分 9 3, 4 8 2 千円。 1 7 節につきましては、2 路線分の用地取得費 4, 3 2 3 千円、2 2 節は 2 路線分の立木補償費 6 9 0 千円、及び工事等の工作物等補償費 2, 2 5 0 千円であります。 財源につきましては、充当率 9 5 % の合併特例債事業でございます。 7 款 2 項 4 目国交省交付金事業費 7 1, 3 9 5 千円、前年比 2 7, 6 0 5 千円の減。この事業は、下高場から大久保までの路線名南北線の国庫補助事業であります。 全体の計画延長、約 1, 9 4 0 m、補助率 5 5 %、補助残の 9 5 % が合併特例債となっております。 事業費のうち 1 3 節委託料につきましては、計画路線に付随する取付道の詳細設計委託料及び物件等移転補償費算定委託料でございます。 1 5 節工事請負費につきましては、大久保地区の下堤ため池の前後約 5 4 0 m の土工、排水工、擁壁工、舗装工等、道路改良工事 6 5, 0 0 0 千円であります。 1 7 節公有財産購入費につきましては、7 筆、3, 0 9 0 千円。 2 2 節は、物件等移転補償費及び N T T 柱の移転補償費、1, 5 0 0 千円であります。 続きまして、7 款 2 項 6 目まちづくり交付金事業費 8 3, 4 6 0 千円、前年比 2 2, 5 5 0 千円の減、この事業につきましては、平成 2 1 年度より防災に強いまちづくりということで、役場を中心にした 7 行政区の防災公園、防火水槽、道路改良・拡幅、水路改修、合せて 2 6 カ所の新規補助事業であります。 実施年度は、平成 2 1 年から平成 2 5 年度までの 5 カ年事業でございます。補助率は 4 0 % で、補助残の 9 5 %、合併特例債を適用するということでございます。 1 3 節委託料、1 路線の道路測量設計業務委託料、1, 0 4 0 千円であります。 1 5 節につきましては、7 路線の工事請負費、5 4, 3 0 0 千円であります。 1 7 節は、5 路線の用地買収費、2 3, 6 4 0 千円。 2 2 節は、2 路線の物件補償及び N T T 柱移転補償費、4, 4 7 0 千円となっております。 続きまして、8 9 ページをお開きください。 7 款 3 項 1 目河川総務費 4, 3 6 5 千円、前年比 9 7 千円の増。 1 級河川 8 本、2 3. 9 km に対する負担金が主なものであり、今回、砂防事業費割分の増額のみであり、詳細な説明は省略をさせていただきます。 7 款 3 項 2 目河川維持管理費 5, 4 3 6 千円、前年比 2, 2 8 3 千円の増。 準用河川 5 本及び普通河川の、主に浚渫工事及び維持管理工事ですが、今回、増額分につきましては、2 4 年度において護岸崩壊の恐れがある牧川の護岸改修工事分を、今回お願いしているところでございます。 こちらもその他義務的経費、経常経費等、詳細につきましては省略をさせていただきます。 続きまして、1 3 1 ページをお開きください。 1 0 款 1 項 2 目農災の現年発生災害復旧費、こちらは前年度におきまして、委託料で、G I S 災害増高申請システム委託料をお願いしておりましたけれども、完了したということで、今回からは例年どおりの、応急対策費のみの計上となっております。
--	--

	同じく１０款１項３目林道災害復旧費、１０款２項３目公共災の現年発生道路橋梁災害復旧費、１０款２項４目公共災の現年発生河川災害復旧費、これらにつきましては、災害時の応急工事対応分のみの計上であり、説明を省略させていただきます。 以上、５款林道費５，８１０千円、７款土木費４１０，８９１千円、１０款災害復旧費１，４４８千円、合計４１８，１４９千円、対前年比３２，００６千円の減。 以上にて、建設課関係の予算の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これで、建設課を終わります。
散 会	
委員長	平成２４年度筑前町一般会計予算の建設課の審査が終了しました。 本日は、これで散会します。 明日は、午前９時３０分から会議を開きたいと思います。９時までに議員控室にご集合ください。 終わります。ありがとうございました。 (１６：２８)